

# 宮若市高齢者福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年2月

宮 若 市



# はじめに



我が国では、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、少子化と相まって本格的な人口減少時代を迎えております。

本市におきましても高齢化率は年々上昇し、それに伴い単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯の割合も増加しています。さらに認知症高齢者の増加や、地域社会とのつながりの希薄化といった高齢者が直面する課題も複雑化かつ深刻化しており、その対策が求められています。本市における高齢者の生活状況や健康状態、各種サービスの利用状況などを把握するため、昨年度実施いたしました「高齢者実態調査」からもこういった状況が見られ、高齢者の在宅生活の支援や権利擁護、認知症高齢者やその家族に対する支援、地域社会への参画の推進など、今後本市が取り組むべき課題が明確に示されました。

こうした中、高齢者の誰もが住み慣れた地域において、人として尊厳を持って生き生きと暮らしていくことができるよう、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」のより一層の推進が必要不可欠となっています。

本市においては、平成30年度から10年間の「第2次宮若市総合計画」を策定し、その基本構想をもとに、令和5年度には「第2次宮若市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。この後期基本計画に即して、「共に支え合い、健康づくりと生きがいがづくりが両立する健康長寿のまち“みやわか”」を基本理念として、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「宮若市高齢者福祉計画」を策定し、人生100年時代に対応し、高齢者がその地域で自立して過ごすことができる地域社会の創造を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました宮若市高齢者福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、高齢者実態調査やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和6年2月

宮若市長  
塩川秀敏





# 目次

---

## <総論>

### 第1章 高齢者福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	5
2 計画の位置づけ及び目的	7
3 計画の期間及び進行管理	8
4 SDGsとの関連	8
5 計画の策定体制	10

### 第2章 高齢者の状況と課題

1 人口動態	15
2 高齢者のいる世帯の状況	18
3 要介護認定者の状況	21
4 実態調査結果に見る高齢者等のニーズ	23
5 前計画の総括と課題の整理	27

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すべき方向	35
2 施策の体系	37

## <各論>

### 第1章 具体的な高齢者福祉行政の推進

I 自立生活支援の充実	43
1 高齢者の在宅生活継続のための支援	45
2 介護予防の推進	52
3 地域で見守る体制づくり	60
4 認知症高齢者支援体制の充実	64
5 高齢者の権利擁護の推進	71
II 生きがいづくり・社会参加の機会の充実	79
1 ふれあい・交流の場づくり	82
2 生きがいづくり	84

---

Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実	89
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	91
2 交通安全の推進	95
3 防災・防犯対策の充実	97
4 在宅生活困難者へのサービス確保	100

## 第2章 介護保険によるサービス

1 居宅サービス	107
2 地域密着型サービス	111
3 居宅介護支援・居宅介護予防支援	114
4 介護保険施設サービス	115

## 第3章 関係団体などの福祉サービス

1 社会福祉協議会	119
2 シルバー人材センター	128
3 老人クラブ連合会	130

## 第4章 計画推進のための体制整備

1 計画推進のための体制整備	135
----------------	-----

## <参考資料>

宮若市高齢者福祉推進協議会規則	139
宮若市高齢者福祉推進協議会 委員名簿	142
宮若市高齢者福祉計画策定の経過	143



# 總論



# 第1章

## 高齢者福祉計画の策定にあたって



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は平成16年をピークに減少を始め、急速な少子高齢化とともに人口減少の時代を迎え、令和5年5月1日現在の総人口1億2,447万7千人は前年同月に比べ59万5千人の減少で、12年連続の減少となっています。その一方で、65歳以上の高齢化人口は3,624万人で、高齢化率は29.0%と数、総人口比ともに過去最高値となっています。急速に高齢化が進展する中、持続可能な社会保障制度の確立に向けた様々な課題や、人口減少と超高齢社会における経済の停滞など将来への生活不安が増大しています。今後、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの変化によって、住民間のつながりが希薄化していくともいわれており、地域において高齢者を支える仕組みづくりが必要となっています。

このような状況の中で平成12年から始まった介護保険制度も幾度かの改正をへ、施設型から在宅重視へ、そして介護予防重視へと転換し、さらに平成26年には、国において「医療介護総合確保推進法」が成立しました。これは、団塊の世代\*が全員後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、医療・介護の連携を強化することを柱に「地域包括ケアシステム」の推進を掲げ、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいにおいても包括的な支援体制の整備を行い、元気な高齢者も支援が必要な高齢者も、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築していくものです。

また、令和元年度には「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することとなりました。この一体的な実施により高齢者の健康状態や生活機能等の特性に応じたきめ細やかな支援が期待されます。

本市においても、令和5年3月末時点で高齢者人口が9,485人、高齢化率35.7%と3人に1人以上が高齢者になっています。これに伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数も1,970人と高齢者の約5人に1人が介護の必要な状態になっており、今後、さらに高齢化の進展が予想されるなかで、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえた多様な見守り施策等により、要介護状態になっても住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活することを可能とする社会の実現を目指す必要があります。

本市では、令和3年3月に令和5年度までの3ヶ年を計画期間とする「宮若市高齢者

※団塊の世代：昭和22年4月2日から昭和25年4月1日に生まれた世代。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

福祉計画」(以下、前計画)を策定し、福岡県介護保険広域連合が策定する「第8期介護保険事業計画」と整合性を図りながら、地域包括ケアシステムの推進や介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実に努めてきました。

このような中、前計画が終了することに伴い、国や福岡県の動向を踏まえつつ、取り組んできた各種サービス等について評価・検証を行い、現役世代が減少する中、今後3ヶ年の課題の解決と高齢者福祉のさらなる充実を図るべく、令和8年度を目標年度とする新しい「宮若市高齢者福祉計画」(以下、本計画)を策定しました。



## 2 計画の位置づけ及び目的

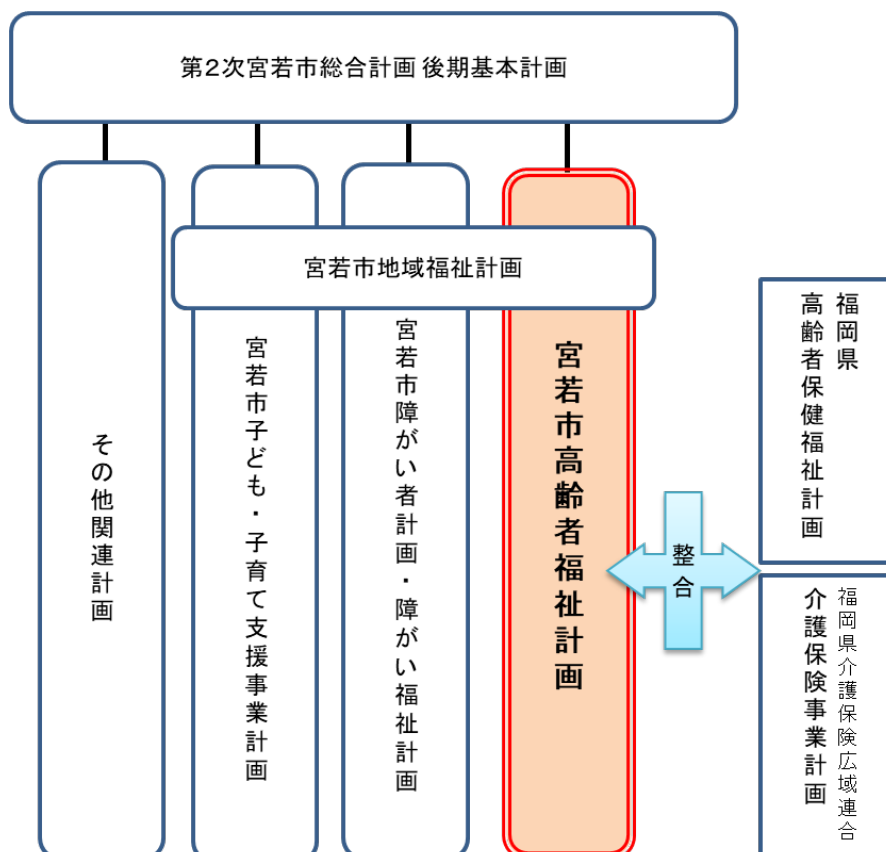
「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、全ての高齢者を対象とした福祉施策全般の総合的指針であり、その目的とするところは、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らせる社会の構築にあります。

一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく、要介護・要支援高齢者、及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画であり、介護及び介護予防を必要とする高齢者が自立した生活をおくるためのサービス基盤の整備を目的としています。

したがって、本計画の策定にあたっては、本市が加入している福岡県介護保険広域連合が策定する「第9期介護保険事業計画」との整合性を図りました。

また、計画内容の見直しにあたっては、「第2次宮若市総合計画」を上位計画とし、「福岡県高齢者保健福祉計画（第10次）」と本計画の地域福祉部分を集約する「宮若市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画とも整合性を図りました。

<計画の位置づけイメージ>



### 3 計画の期間及び進行管理

この計画は、令和6年度を初年度として令和8年度を目標年度とする3ヶ年計画です。ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、その結果を福祉関係者、保健医療関係者、自治会や高齢者団体などの代表者で組織する「宮若市高齢者福祉推進協議会」に報告することで、実効性の確保を図ります。



### 4 SDG s との関連

「SDG s」とは世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットからなる開発目標を目指したものです。本計画の上位計画でもある「第2次宮若市総合計画」においても「SDG s」の推進に取り組むこととしていることから、本計画においてもSDG sゴール達成に向け推進を図ります。

SDGsの17のゴール



本計画と特に関連があるゴール

<p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>誰もが健康で幸せな生活を送れるように しよう</p> 	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b></p> <p>みんなの生活を良くする安定した経済成長を 進め、誰もが人間らしく生産的 な仕事ができる社会をつくろう</p> 
<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>誰もがずっと安全に暮らせて、災害にも強い まちをつくろう</p> 	

## 5 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを行いました。

### (1) 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活状況や健康状態、各種サービス利用状況や今後の利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、「宮若市高齢者実態調査」（以下「実態調査」という。）を行いました。

#### ●実態調査の実施概要

調査対象	1 一般高齢者調査 A 宮若市在住の 65 歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護認定を受けていない人の中から無作為抽出した 3,000 人 2 若年者調査 B 宮若市在住の 40 歳以上 65 歳未満の人のうち、要支援・要介護認定を受けていない第 2 号被保険者の中から無作為抽出した 600 人 3 在宅サービス利用者・家族介護者調査 C 宮若市内在住の在宅の要支援・要介護認定者とその家族 989 人
調査方法	配布方法：郵送 回答方法：郵送、持ち込みまたはインターネット
調査期間	令和 4 年 10 月 14 日から令和 4 年 11 月 30 日まで （ただし、令和 4 年 12 月 31 日回収分までを集計に含めている。）
回収結果	1 一般高齢者調査 A 配布数：3,000 件、有効回収数：1,404 件（有効回収率：46.8%） 2 若年者調査 B 配布数：600 件、有効回収率：212 件（有効回収率 35.3%） 3 在宅サービス利用者・家族介護者調査 C 配布数：989 件、有効回収率：372 件（有効回収率 37.6%）

### (2) 庁内の策定体制

健康福祉課を中心に、その他関係部署とも連携を図りながら、各種施策等の検討・調整を行い策定にあたりました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月にかけて、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

#### (4) 推進協議会での協議

計画案を検討する場として、「宮若市高齢者福祉推進協議会」を設置し、令和5年10月から11月まで計2回の協議を行いました。

この協議会には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、自治会や老人クラブの代表者等にも参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。



## 第2章

### 高齢者の状況と課題





## 1 人口動態

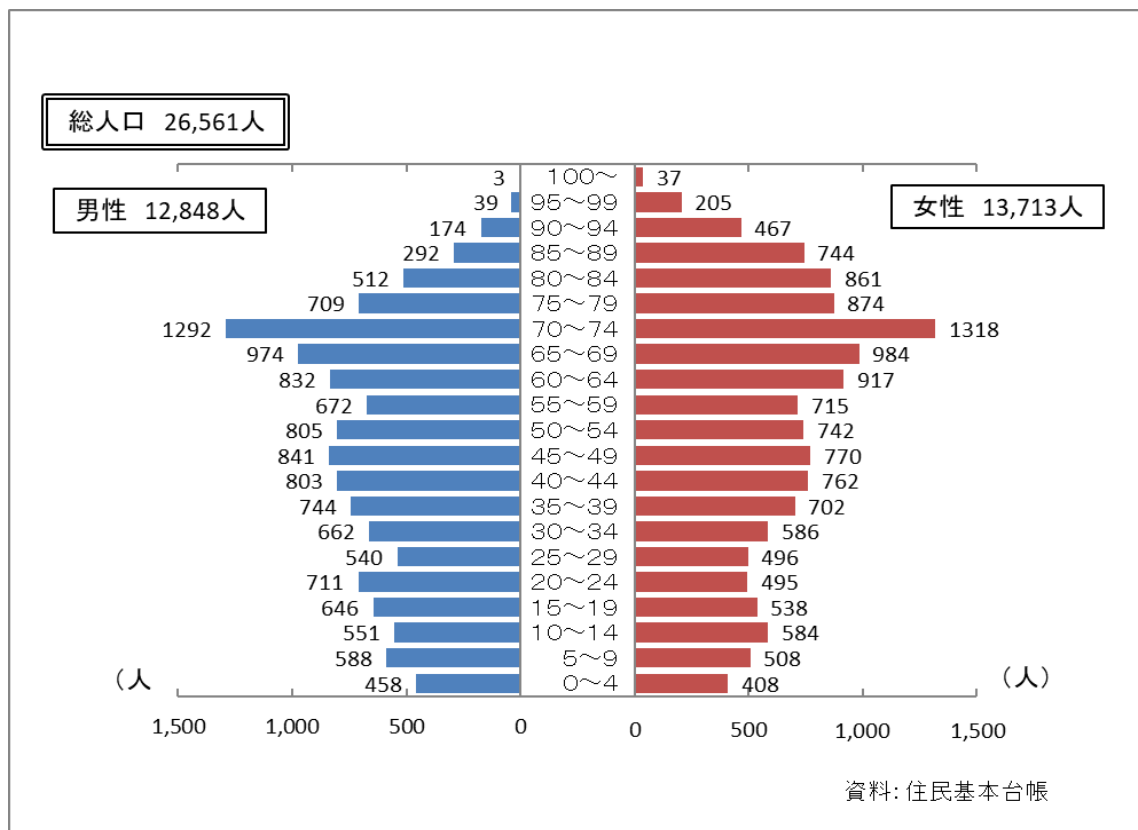
### (1) 人口構成

本市の人口は、令和5年3月末現在で、男性 12,848 人、女性 13,713 人、合計 26,561 人です。

年齢階層別にみると、いわゆる団塊の世代が高齢者に到達したことより、70代前半が最も多く、60代後半がそれに続く形となっています。

今後5年間で、70代前半の階層が順次後期高齢者に達することから、計画期間中は後期高齢者（75歳以上）の増加が見込まれます。

### ■人口ピラミッド（令和5年3月末現在）

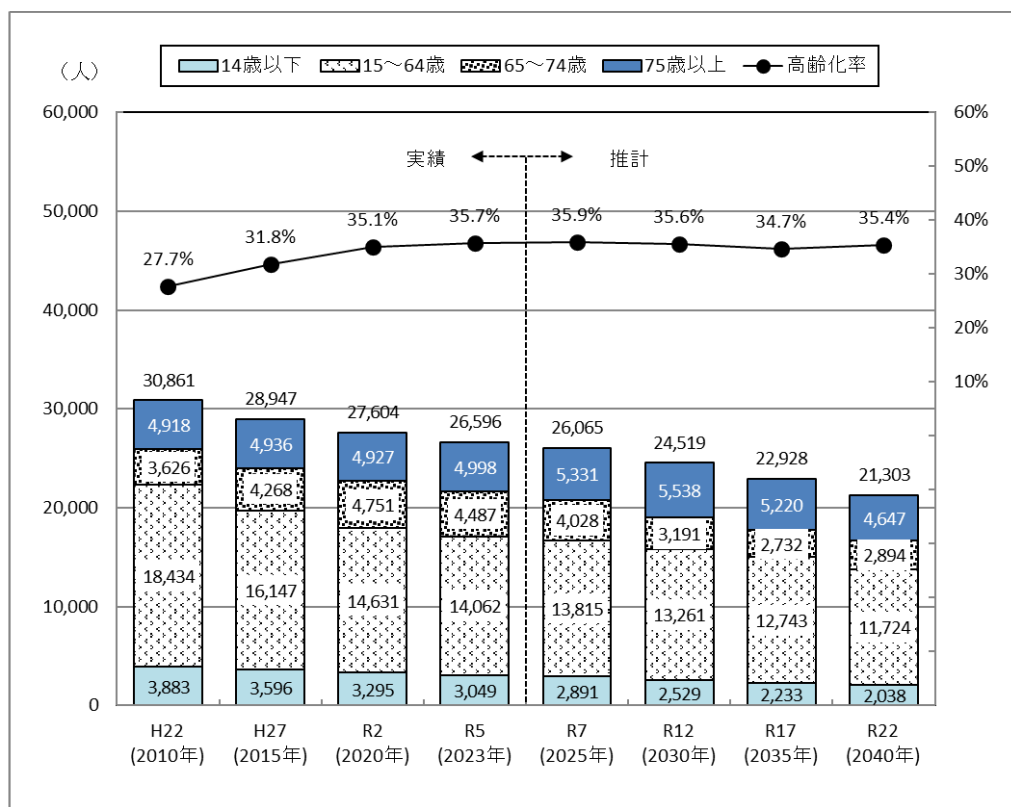


### (2) 年齢階層別人口と高齢化率の推移

平成22年から令和5年までの人口推移を見ると、総人口は一貫して減少傾向にあり、この13年間で4,265人減少しています。また、年齢階層別人口は、14歳以下の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少を続けており、65～74歳までの前期高齢者人口は令和2年まで増加していましたが、令和5年には減少しています。一方、75歳以上の後期高齢者人口は令和5年度にかけて増加傾向にあり、高齢化率はこの13年間で8ポイント上昇し、35.7%となっています。

令和22年までの今後の人口推計によると、令和12年を境に後期高齢者人口は減少に転じていますが、前期高齢者人口は令和17年から令和22年にかけて増加しています。総人口は令和22年までにさらに減少し、高齢化率はほぼ横ばいで推移しているものの、令和22年時点での高齢化率は約35%となっています。

#### ■年齢階層別人口と高齢化率の推移



資料: 平成22年(2010年)～令和5年(2023年)は住民基本台帳9月末実績  
令和7年(2025年)～令和17年(2035年)は福岡県介護保険広域連合による推計値

### (3) 高齢化率の県・国との比較

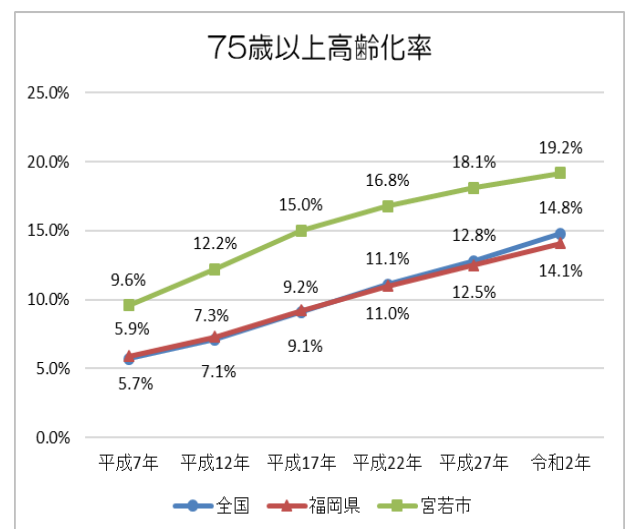
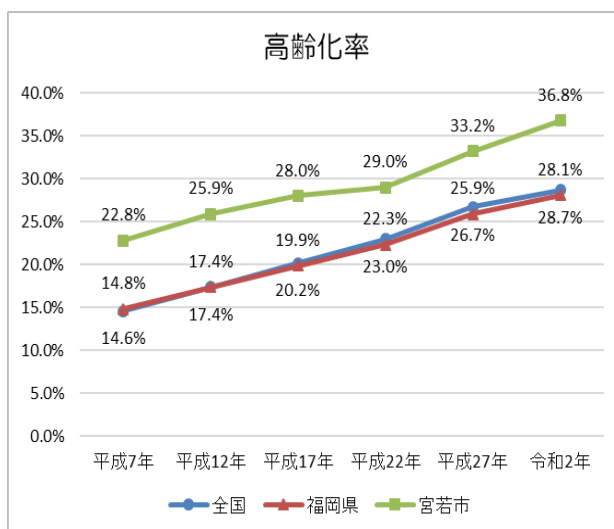
本市の高齢化率は、福岡県及び全国に比べ高い値で推移しています。平成17年から平成22年にかけての5年間は上昇がやや緩やかになっていましたが、平成22年以降、再び福岡県及び全国を上回る伸びを示しています。

また、75歳以上の高齢化率においても、福岡県及び全国に比べて高い値で推移しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降はさらに75歳以上の高齢化率が高くなることが予測されます。

#### ■高齢化率の県・国との比較

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢化率	宮若市	22.8%	25.9%	28.0%	29.0%	33.2%	36.8%
	福岡県	14.8%	17.4%	19.9%	22.3%	25.9%	28.1%
	全国	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.7%	28.7%
75歳以上 高齢化率	宮若市	9.6%	12.2%	15.0%	16.8%	18.1%	19.2%
	福岡県	5.9%	7.3%	9.2%	11.0%	12.5%	14.1%
	全国	5.7%	7.1%	9.1%	11.1%	12.8%	14.8%

資料：国勢調査



## 2 高齢者のいる世帯の状況

### (1) 高齢者のいる世帯の状況の推移

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数は、平成7年から平成17年にかけて増加し、平成17年から平成22年に一時減少しましたが、その後平成22年以降は再度増加傾向にあります。令和2年の高齢者のいる世帯数は5,747世帯で、一般世帯（総世帯から施設等の世帯を除いたもの）数に占める割合は54.8%となっています。

また、平成7年以降の推移を見ると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加傾向にある一方で、高齢者同居世帯が減少傾向にあることがわかります。

#### ■ 高齢者のいる世帯の状況の推移

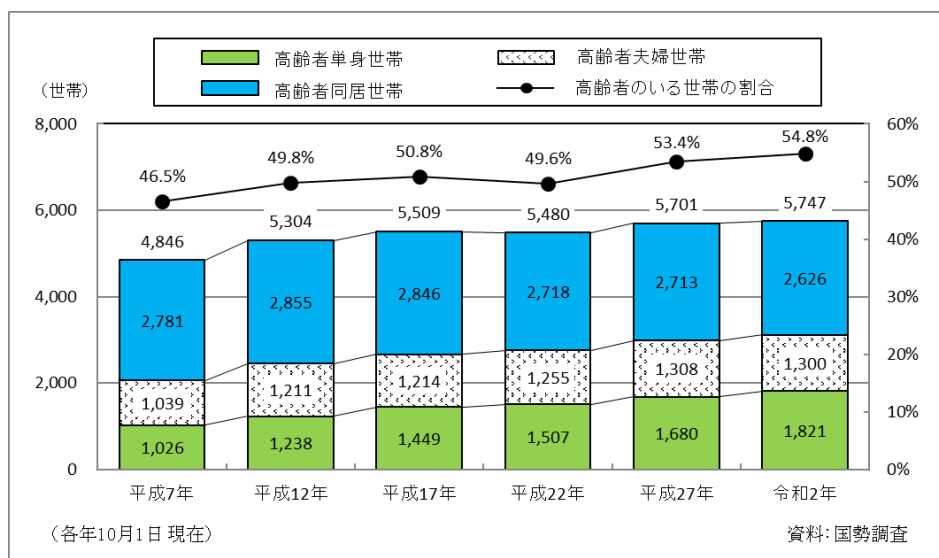
(単位:世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	10,417	10,646	10,841	11,048	10,683	10,491
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,846	5,304	5,509	5,480	5,701	5,747
	46.5%	49.8%	50.8%	49.6%	53.4%	54.8%
高齢者単身世帯	1,026	1,238	1,449	1,507	1,680	1,821
	15.6%	16.5%	17.4%	27.5%	29.5%	31.7%
高齢者夫婦世帯	1,039	1,211	1,214	1,255	1,308	1,300
	20.3%	22.7%	22.3%	22.9%	22.9%	22.6%
高齢者同居世帯	2,781	2,855	2,846	2,718	2,713	2,626
	64.1%	60.8%	60.2%	49.6%	47.6%	45.7%

(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

※高齢者夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯



## (2) 高齢者のいる世帯の状況の県・国との比較

一般世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合は、福岡県及び全国に比べて10数ポイント高いことが分かります。その中に占める高齢者同居世帯は福岡県と比べると4ポイント程度高くなっている一方で、高齢者夫婦世帯は福岡県と比べると3ポイント程度低く、高齢者単身世帯の割合は福岡県と同様ほぼ3割となっています。男女比については、全国とほぼ同様の割合比となっており、男性よりも女性の方が多くなっています。

## ■ 高齢者のいる世帯の状況の県・国との比較

		一般世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯					
			高齢者同居世帯	高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯	男性	女性	
世帯数 (世帯)	宮若市	10,491	5,747	2,626	1,300	1,821	615	1,206
	福岡県	2,318,479	888,596	345,925	258,448	284,223	88,106	196,117
	全国	55,704,949	22,655,031	9,404,330	6,533,895	6,716,806	2,308,171	4,408,635
構成比 (%)	宮若市	100.0%	54.8%	45.7%	22.6%	31.7%	33.8%	66.2%
	福岡県	100.0%	38.3%	38.9%	29.1%	32.0%	31.0%	69.0%
	全国	100.0%	40.7%	41.5%	28.8%	29.6%	34.4%	65.6%

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料：国勢調査

※「65歳以上の高齢者のいる世帯」下段の構成比は「一般世帯」に対する割合、「高齢者同居世帯」「高齢者夫婦世帯」「高齢者単身世帯」下段の構成比は「65歳以上の高齢者のいる世帯」に対する割合、「高齢者単身世帯」の「男性」「女性」下段の構成比は「高齢者単身世帯」に対する割合。

(3) 高齢者のいる世帯の居住形態の県・国との比較

高齢者のいる世帯の居住形態を見ると、持ち家の占める割合が83.8%と高く、福岡県よりも7.6ポイント高くなっています。それに対し、民営の借家は6.1%と、福岡県の13.0%と比べると6.9ポイント低くなっています。

■ 高齢者のいる世帯の居住形態の県・国との比較

		住宅に住む高齢者のいる一般世帯					
		持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	
世帯数 (世帯)	宮若市	5,733	4,803	539	352	11	28
	福岡県	885,274	674,224	87,837	114,787	2,460	5,966
	全国	22,587,221	18,543,619	1,457,842	2,364,626	62,104	159,030
構成比 (%)	宮若市	100.0%	83.8%	9.4%	6.1%	0.2%	0.5%
	福岡県	100.0%	76.2%	9.9%	13.0%	0.3%	0.7%
	全国	100.0%	82.1%	6.5%	10.5%	0.3%	0.7%

※給与住宅：社宅・寮・宿舍など

資料：国勢調査

※「持ち家」～「間借り」下段の構成比は「住宅に住む高齢者のいる一般世帯」に対する割合。

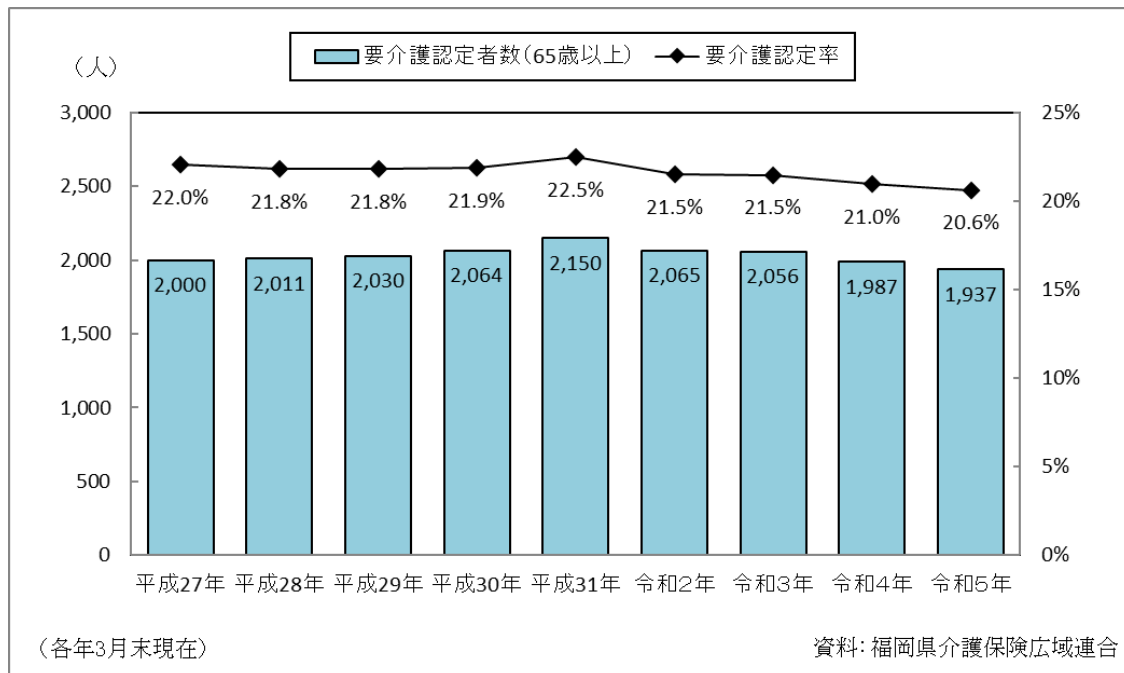
### 3 要介護認定者の状況

#### (1) 65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率の推移

介護保険の65歳以上の要介護認定者数は、平成27年から平成31年までわずかに増加していましたが、令和2年3月末以降は微減し、令和5年3月末現在で1,937人となっています。

要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合）は、平成30年3月までは横ばい傾向にありましたが、平成31年の増加をピークに以降減少しており、令和5年3月末現在で20.6%となっています。

#### ■65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率の推移

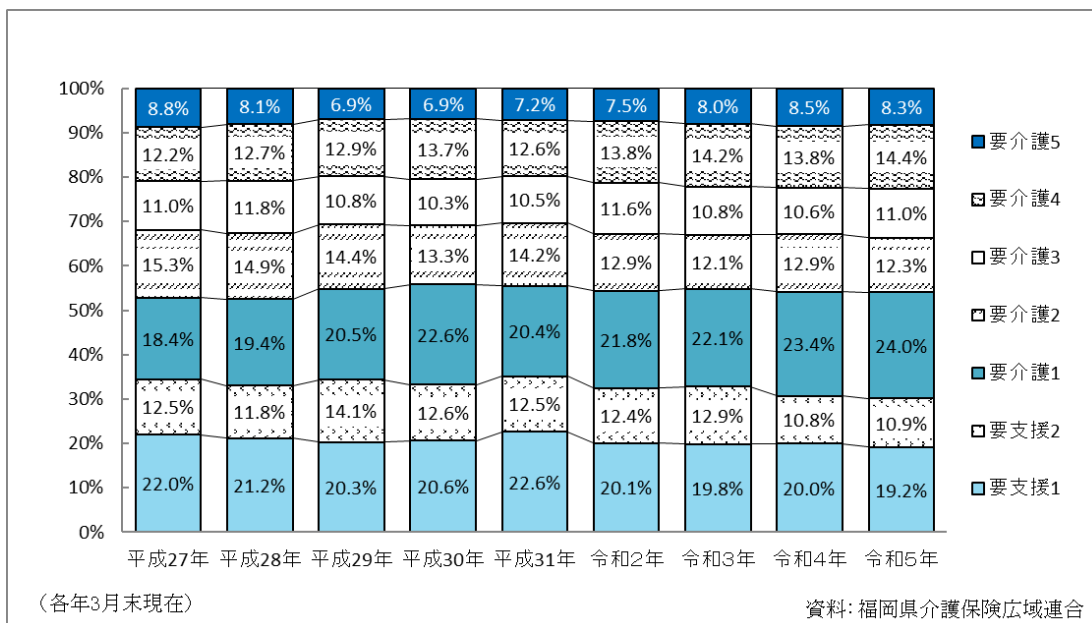


(2) 要介護度別認定者数の推移

本市の要介護度別認定者数の推移は以下のとおりで、平成27年、平成28年、平成31年は要支援1の割合が最も多くなっていますが、それ以外の年においては、要介護1が最も多くなっています。

ここ3年間の推移をみると、要支援2については減少傾向にあります。要介護1は増加傾向にあり、その他の介護度についてはほぼ横ばいとなっています。

■ 要介護度別認定者数（第1号被保険者のみ）の推移



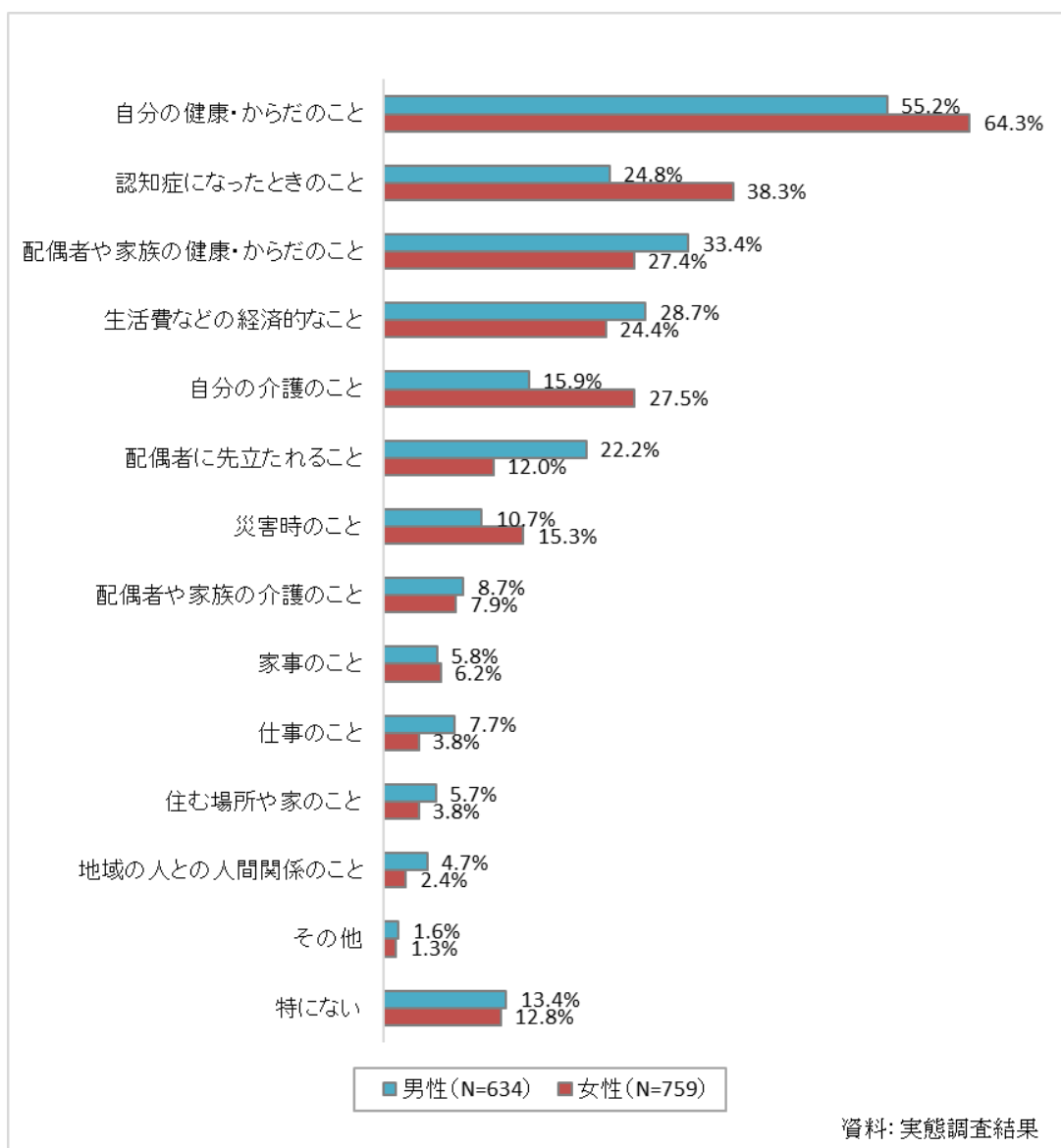


## 4 実態調査結果に見る高齢者等のニーズ

### (1) 日常生活で感じている不安

高齢者が日常生活で感じている不安については、男女ともに「自分の健康・からだのこと」(男性：55.2%、女性：64.3%)が最も多く、男性では「配偶者や家族の健康・からだのこと」(33.4%)、女性では「認知症になったときのこと」(38.3%)が、それぞれ次に多い結果となっています。

#### ■日常生活で感じている不安（一般高齢者）

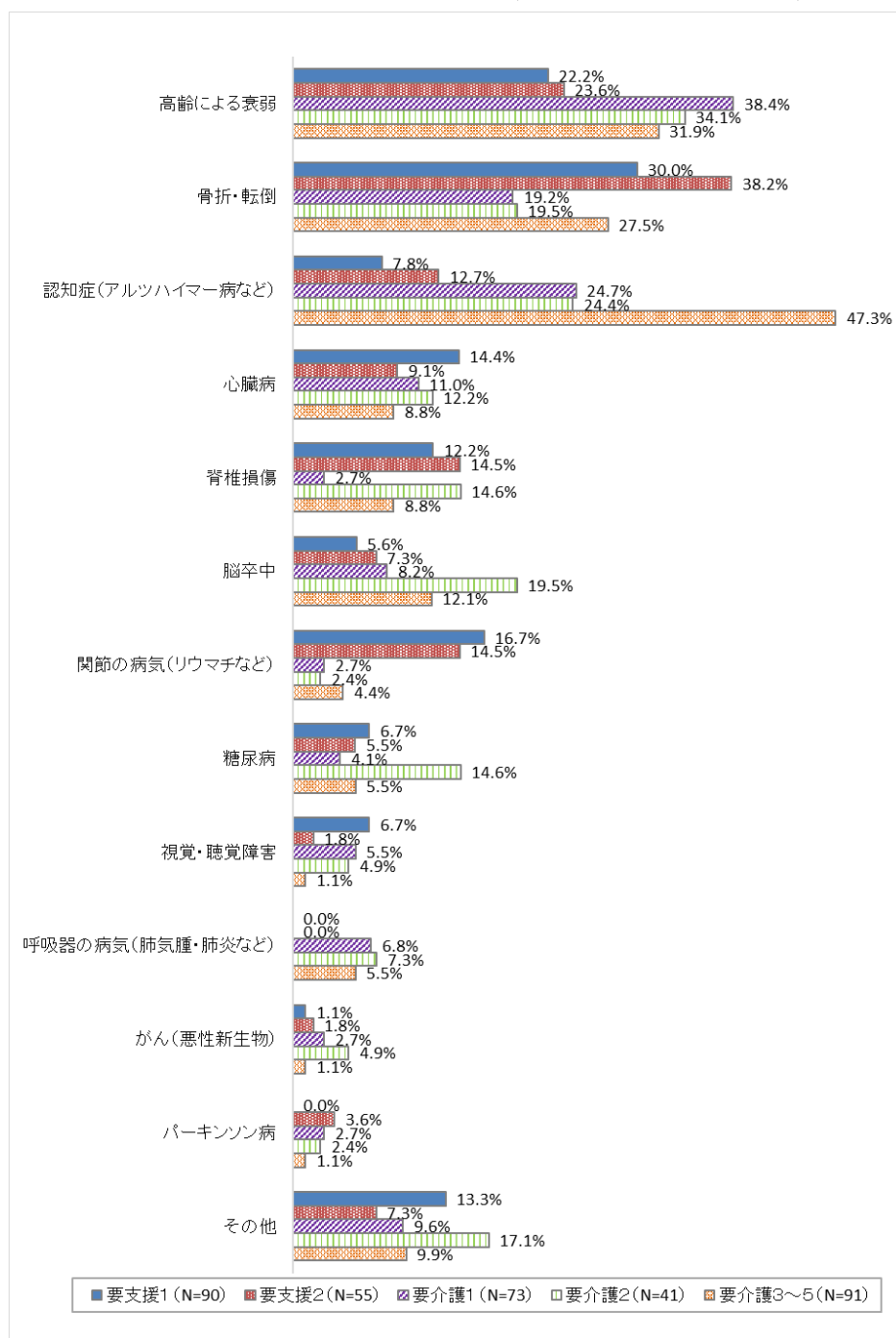


※グラフ中の「N」はその項目における回答者数を合計した実数値であり、比率算出の基礎となる。(以下同じ)

(2) 介護を受けるようになった主な理由

介護を受けるようになった主な理由を見ると、要支援1～2については「骨折・転倒」(要支援1：30.0%、要支援2：38.2%)、要介護1～2については「高齢による衰弱」(要介護1：38.4%、要介護2：34.1%)、要介護3～5については「認知症(アルツハイマー病など)」(47.3%)が、それぞれ最も多くなっています。

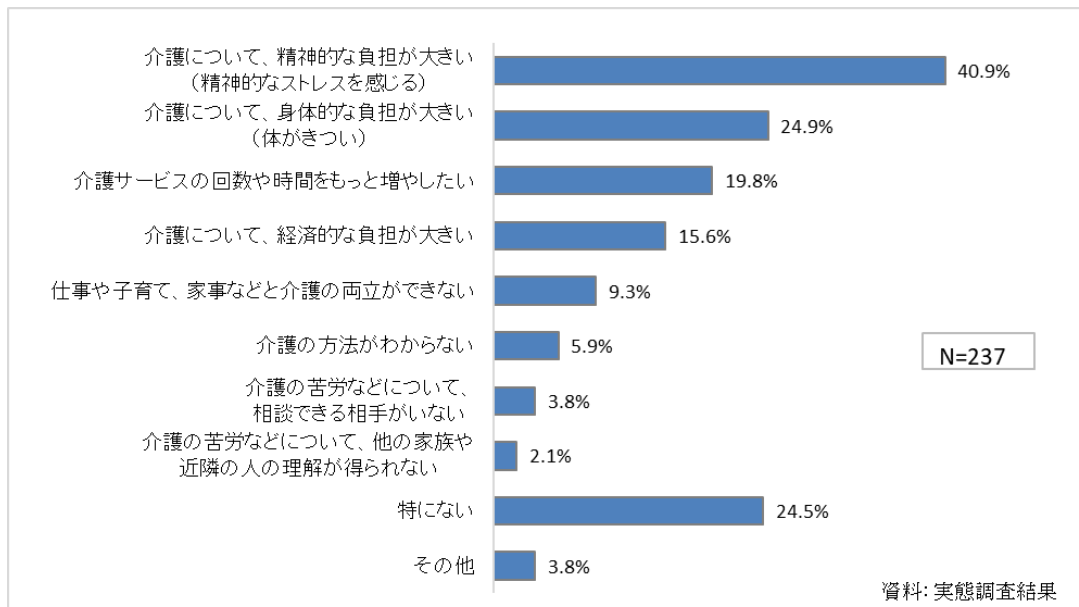
■介護を受けるようになった主な理由(在宅サービス利用者)



### (3) 介護を行う上で困っている（困っていた）こと

家族介護者が介護を行う上で困っていること（困っていたこと）については、「介護について、精神的な負担が大きい（精神的なストレスを感じる）」が全体の40.9%と最も高い回答割合となっており、以下、「介護について、身体的な負担が大きい（体がきつい）」（24.9%）、「介護サービスの回数や時間をもっと増やしたい」（19.8%）と続いています。

#### ■介護を行う上で困っている（困っていた）こと（家族介護者）

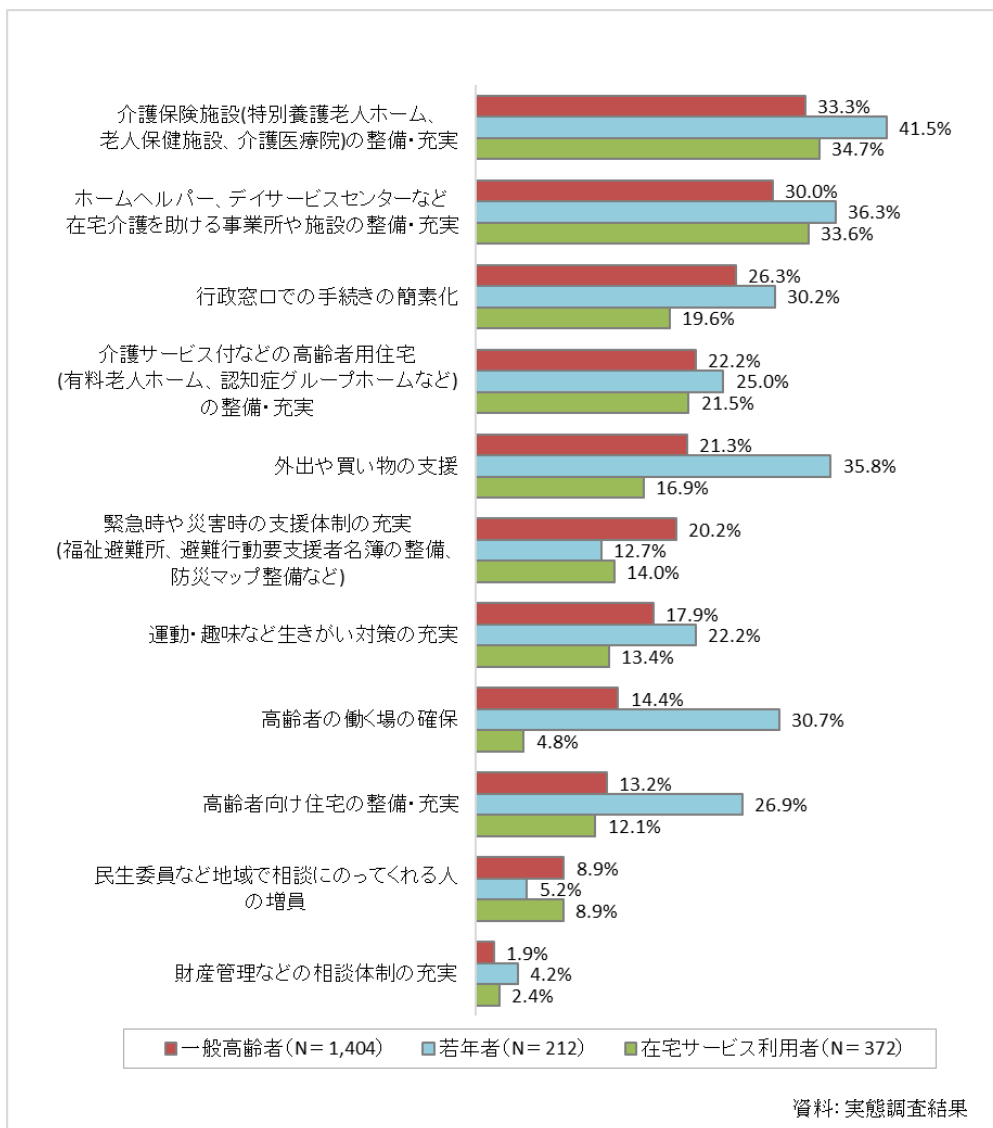


#### (4) 保健福祉行政に望むこと

保健行政に望むこととして、一般高齢者、若年者、在宅サービス利用者ともに「介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の整備・充実」と回答した人の割合が最も高くなっており、次いで「ホームヘルパー、デイサービスセンターなど在宅介護を助ける事業所や施設の整備・充実」が高くなっています。

上記2項目に次いで、回答割合が高くなっていたのは、一般高齢者では「行政窓口での手続きの簡素化」、若年層では「外出や買い物の支援」、在宅サービス利用者では「介護サービス付きなどの高齢者用住宅（有料老人ホーム、認知症グループホームなど）の整備・充実」であり、回答者によって少し異なる回答傾向を示しています。

#### ■保健福祉行政に望むこと（一般高齢者・若年者・在宅サービス利用者）



## 5 前計画の総括と課題の整理

前計画では、「元気に、いきいきと、共に支え合い、安心して暮らせるまち“みやわか”」を基本理念として、3つの基本目標と11施策の柱を設定して、様々な事業に取り組んできました。ここでは、前計画の基本目標ごとに、前計画期間中の取り組みを総括し、本計画期間中に市が取り組むべき課題を整理します。

### I 自立生活支援の充実

超高齢社会の進展に伴い、高齢者の在宅生活が注目されています。高齢者が自宅で自分らしく暮らし、心身の健康や社会参加の促進につなげるため、高齢者の在宅生活継続のための支援、介護予防の推進、地域で見守る体制づくり、認知症高齢者支援体制の充実、高齢者の権利擁護の推進について取り組んできました。

#### 1 高齢者の在宅生活継続のための支援

地域包括支援センターについては、「橋渡し役」としての機能強化・地域住民への周知徹底を図ってきました。個別ケース地域ケア会議においては、専門職からの多角的な助言を参考にすることで、具体的な支援の効果を確認することが出来ています。また、在宅サービスとして、介護用品給付事業や食の自立支援事業（配食サービス）を行っておりますが、特に食の自立支援事業（配食サービス）は調理が困難な高齢者の食の確保に加え、利用者の安否確認の手段として好評を得ています。

●今後の課題・・・個別ケース地域ケア会議において、多くの事例に対応することで、引き続き地域共通の課題解決を図っていく必要があります。また、保健事業と介護予防の一体的な実施に加え、在宅医療と介護の連携や家族介護者の支援などの多面的な取り組みにより、在宅生活継続のための支援が必要となっています。

#### 2 介護予防の推進

要介護状態等になることの予防または軽減及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施しておりました介護予防教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特に計画前半において参加者の制限や中止が相次ぎました。介護予防教室の参加者からは好評を得ていますが、まだ十分に周知できていない現状です。また、介護支援ボランティア事業や地域リハビリテーション活動支援事業についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時活動が停滞しまし

たが、順次活動が再開しています。

- 今後の課題・・・介護予防教室について、今後は参加者の増加が見込まれますが、更なる新規参加者の増加に向け啓発活動が重要となります。より多くの方が介護予防に取り組めるよう、事業内容を見直しながら推進していくことが必要です。

### 3 地域で見守る体制づくり

高齢者の見守りは、高齢者の安否や生活状況を把握し、必要に応じて支援を行うことであり、高齢者の自立生活を支援するうえで重要な取り組みの一つです。この見守りを地域で行う体制づくりとして、在宅介護支援センターは高齢者と行政の福祉サービスの「橋渡し役」として大きな役割を持っています。今後も高齢者と行政の福祉サービスとの橋渡し役として、地域に根差した存在となるように周知を図ります。また、単身高齢者の安全確保のための緊急通報システム事業も緊急時の不安解消のための重要な取り組みとなっています。

- 今後の課題・・・今後、単身高齢者はますます増加していくと予測されます。引き続き行政の施策による見守りを推進していくのはもちろんのこと、地域住民・事業所・行政の連携により地域での見守り体制を強化していくことが重要となっています。

### 4 認知症高齢者支援体制の充実

高齢者白書によると、認知症患者数は令和7年（2025年）には約700万人となり高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。認知症高齢者への支援は全国的に喫緊の課題となっていますが、その対策として認知症カフェや認知症サポーター養成講座を行い、認知症についての理解を深めるための普及・啓発事業に取り組んできました。認知症サポーター養成講座では小学校での講座を開催し、若年層のサポーター養成を推進しました。また、認知症初期集中支援推進事業として「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の整備を進めました。

- 今後の課題・・・認知症高齢者を支える周囲の理解を深めるためにも、認知症サポーター養成講座の普及・啓発を図る必要があります。また、認知症高齢者及びその家族が早期に相談できる体制整備の更なる促進のため、「認知症初期集中支援チーム」について住民及び医療・介護関係者へ周知していく必要があります。

### 5 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者や単身高齢者の消費者被害を防止し、尊厳ある生活を維持するた

めの高齢者の権利擁護の推進として、成年後見制度の必要性が高まっています。その周知を図るため、まちづくり出前講座等の機会に成年後見制度の普及啓発を行いました。その制度内容について高齢者、家族介護者ともに十分に認知されているとは言えません。

- 今後の課題・・・今後もまちづくり出前講座や総合相談等あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。

## Ⅱ 生きがいきづくり・社会参加の機会の充実

高齢者が地域社会の中で様々な世代と交流を図り、生きがいを持って生活を送ることで、いきいきとした在宅生活を送ることができます。そのために、ふれあい・交流の場づくり、生きがいきづくりへの取り組みを行いました。

### 1 ふれあい・交流の場づくり

ふれあい・交流の場づくりへの支援として、社会福祉センター運営事業の助成や社会福祉センター無料入館券配布事業を行いました。これは同世代の高齢者が集う交流の場を提供することはもちろんのこと、各種相談への対応など日常生活の福祉の向上に資するものとなっています。

- 今後の課題・・・コロナ禍で社会福祉センターの利用者は大きく減少していましたが、回復傾向にあります。今後も高齢者が集う交流の場となるよう利用者増加を図っていく必要があります。

### 2 生きがいきづくり

高齢者の孤立や孤独を防ぎ、閉じこもりなどの予防へ繋げるため、高齢者講座を開設し、現代のニーズに合った講座を行いました。この講座は高齢者の生きがいきづくりだけでなく、地域における指導者づくりの側面もあり、今後、受講生が各地域において活動の輪を広げていくことが期待されます。また、社会参加や就業の機会を促進するため、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を行いました。

- 今後の課題・・・生きがいきづくりや地域における活動の輪を広げるためにも、高齢者のニーズに合った講座内容の検討を進め、受講者数の増加を目指す必要があります。また、老人クラブ会員やシルバー人材センターの新規会員数増加のため、活動の普及・啓発を行っていく必要があります。



### Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実

近年、頻発する自然災害によって高齢者の生活が脅かされる事態は日本各地で発生しており、災害対策は全国的に喫緊の課題となっています。また、安全・安心な生活環境を整備することは、高齢者が住み慣れたまちで生活をしていくために不可欠な条件となっています。高齢者の生活環境の充実のため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、交通安全の推進、防災・防犯対策の充実、在宅生活困難者へのサービス確保に取り組みました。

#### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

高齢者が生活しやすい住環境整備事業として、高齢者住みよか事業や住宅等改修補助金事業により住宅の改修費用に対する助成を行いました。また、バリアフリーに対応した市営住宅の整備といった住みやすいまちづくりを推進しました。

●今後の課題・・・住宅の改修などの住環境整備のみならず、公共施設や道路など市全体としてのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進が必要です。

#### 2 交通安全の推進

自動車の自動ブレーキシステム等技術の進歩によって交通事故の発生件数や死者数は減少していますが、高齢者の交通事故の問題は依然変わっていません。宮若市交通安全対策協議会では、関係行政機関や関係団体と協働を図り、高齢者等の交通安全の推進に取り組みました。また、高齢者の交通事故防止及び被害軽減のため、安全装置搭載自動車の購入や安全運転支援装置の設置について補助を行いました。

●今後の課題・・・引き続き関係行政機関や関係団体と連携しながら、高齢者等の交通安全を推進していくことが必要です。また、高齢者の交通事故の防止や被害の軽減を図るため、高齢者の運転免許自主返納に対する支援や安全運転支援装置の設置促進に向けた制度について、周知・啓発が必要です。

#### 3 防災・防犯体制の充実

災害時の避難行動については、避難が難しい高齢者に対するアプローチが課題となっており、「避難行動要支援者名簿」の整備を進めてきました。また、高齢者が在宅で安全に生活するため、火災警報器や電磁調理器といった日常生活用具の給付または貸与を行いました。

●今後の課題・・・非常時には行政による支えである「公助」だけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、地域などによる支え「共助・互助」も重要となりま



す。災害時の避難を実効性のあるものにするための個別避難計画の作成が必要であり、避難計画の共有化など地域との連携強化についても推進するとともに、防災・気象情報の発信についても対策を進めることが必要です。また、日常生活用具の給付について事業の周知・継続に努め、単身でも安全に生活を送ることができる環境整備を推進する必要があります。

#### 4 在宅生活困難者へのサービス確保

高齢者が安全・安心に毎日を送れるよう、居住の安定確保のための家賃の助成や養護老人ホームへの入所支援等を通して居住環境の確保を行いました。また、日常生活の支援として、移動販売による買い物の利便性の向上を図るだけでなく、「AI デマンドタクシー（ふれタク）」の運行により、市内各所への移動手段の確保に努めました。

●今後の課題・・・高齢になっても安全・安心に毎日を送るためには日常生活の環境整備も欠かせません。住み慣れた自宅での生活を少しでも長く送るための住環境整備の対策を継続して行う必要があります。また、移動手段が乏しい高齢者にとっては公共交通機関などの移動手段は重要であり、引き続き移動手段の確保に努める必要があります。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 1 計画の目指すべき方向

### 共に支え合い、健康づくりと生きがいづくり が両立する健康長寿のまち “みやわか”

住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって安心して暮らすことは、高齢者自身だけでなく多くの市民の願いです。

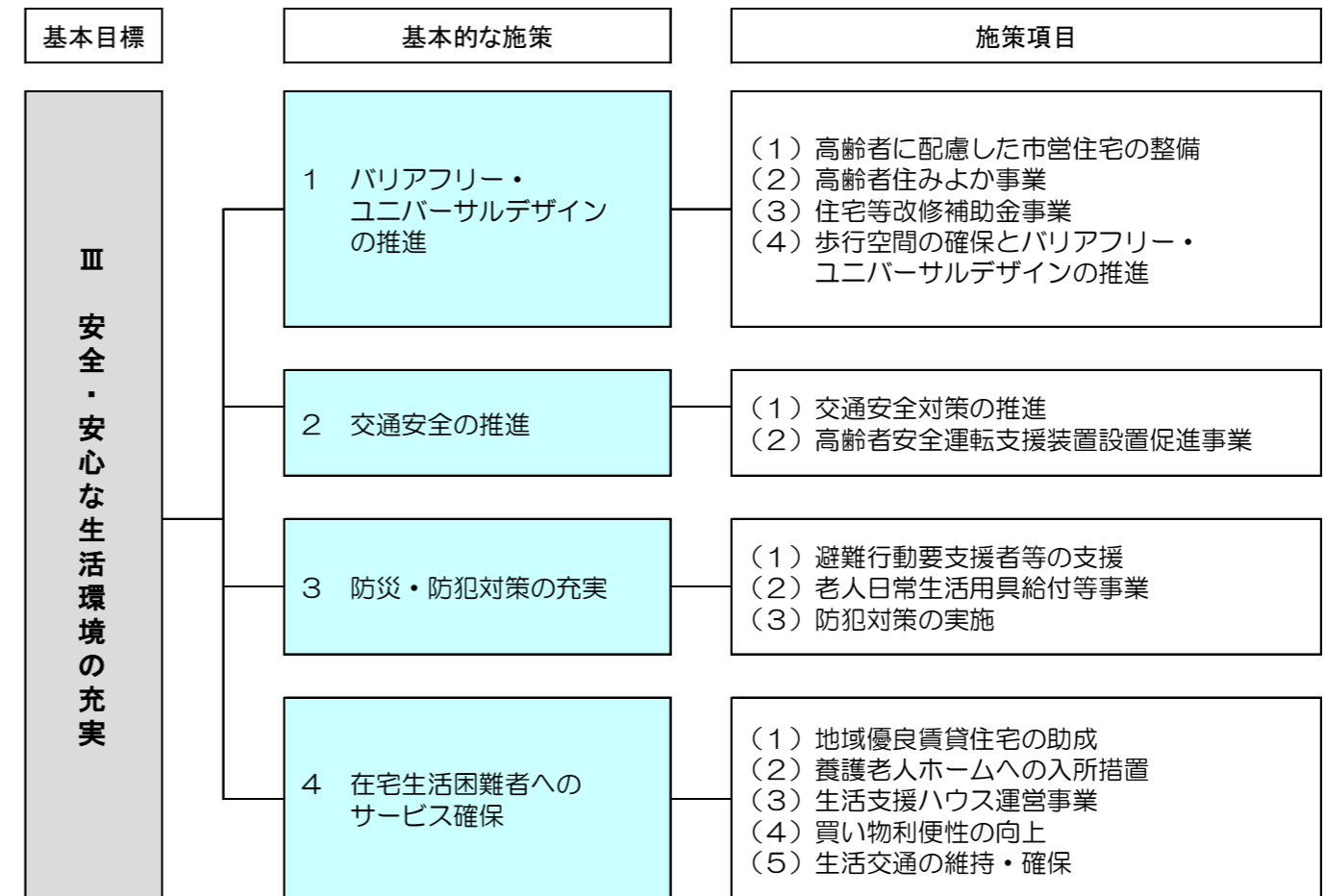
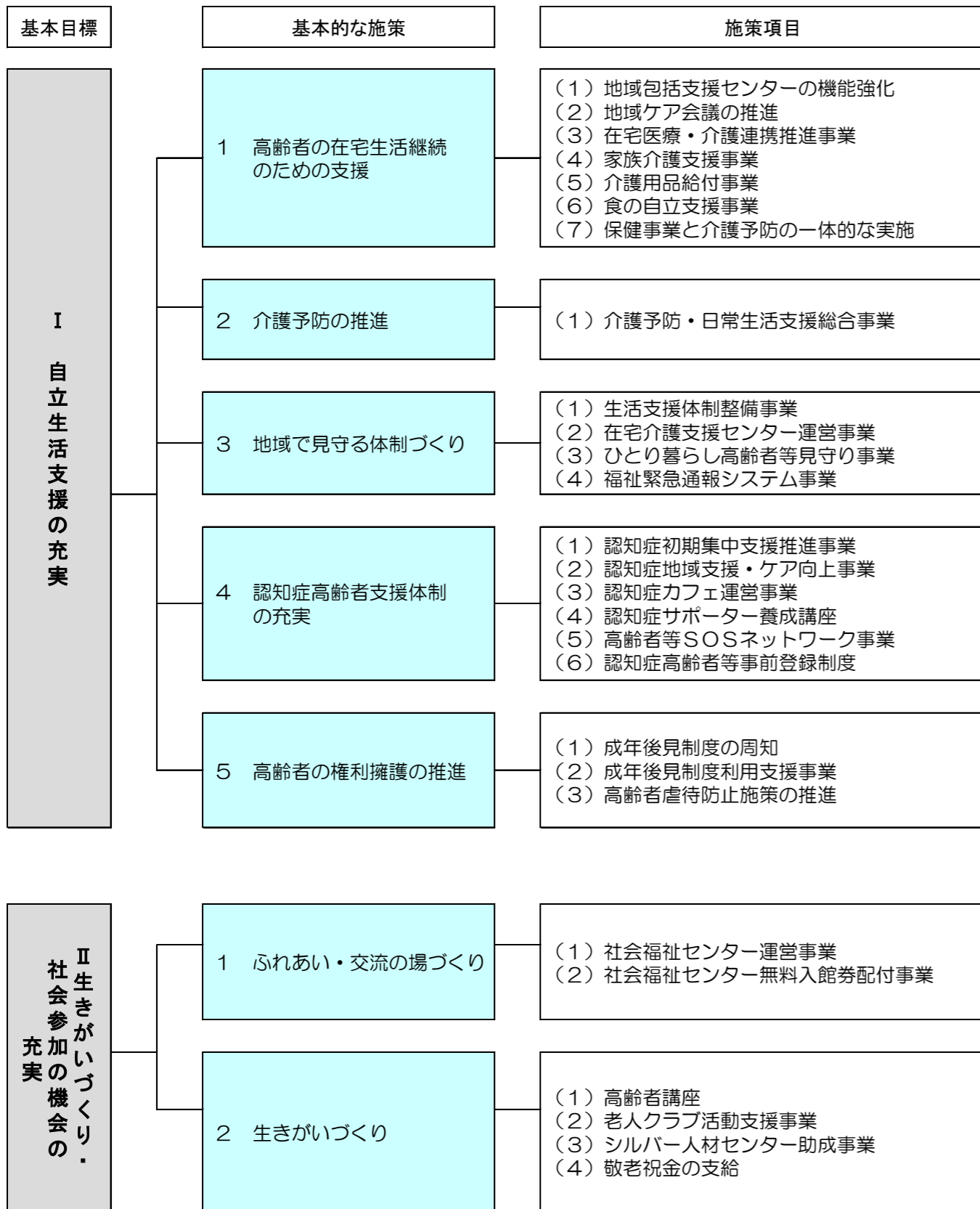
本計画においても、引き続き、本格的な超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムを構築、深化、推進する必要があります。今後さらに増大すると予想される介護サービスの利用を見据え、サービス提供体制の充実や基盤づくりに意識を向ける必要があります。

今回実施した実態調査結果や前計画の総括と課題の整理を踏まえ、本計画においても、前計画の基本理念をさらに前進させ、「共に支え合い、健康づくりと生きがいづくりが両立する健康長寿のまち “みやわか”」の実現を目指します。

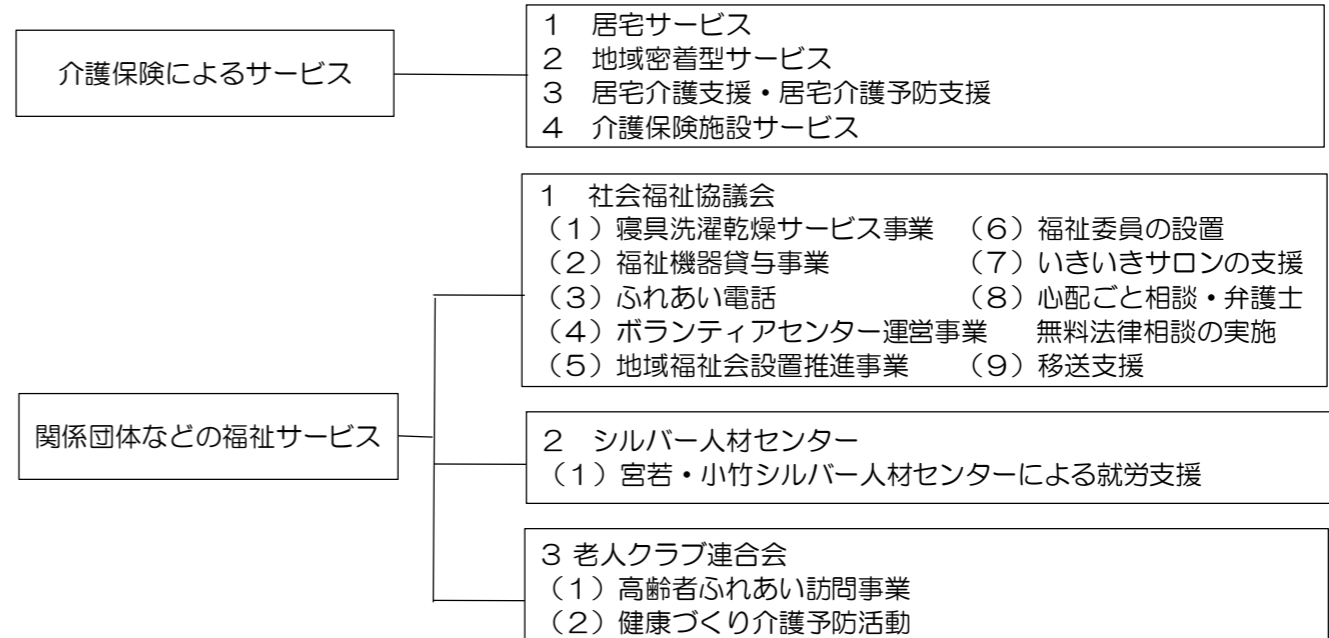


## 2 施策の体系

基本理念：共に支え合い、健康づくりと生きがいづくりが両立する健康長寿のまち“みやわか”



### 《高齢者を対象としたその他のサービス》





# 各論





# 第1章

## 具体的な高齢者福祉行政の推進



# I 自立生活支援の充実

## 現状と課題

本市の高齢化率は令和5年3月末時点で約36%と全国・県に比べて高い水準であり、今後もその状況に大きな変化はないと考えられます。その結果、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の割合も上昇しているため、引きこもりになる高齢者や高齢者が高齢者を介護していく「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」の世帯数も増加して行くことが今後予想されます。

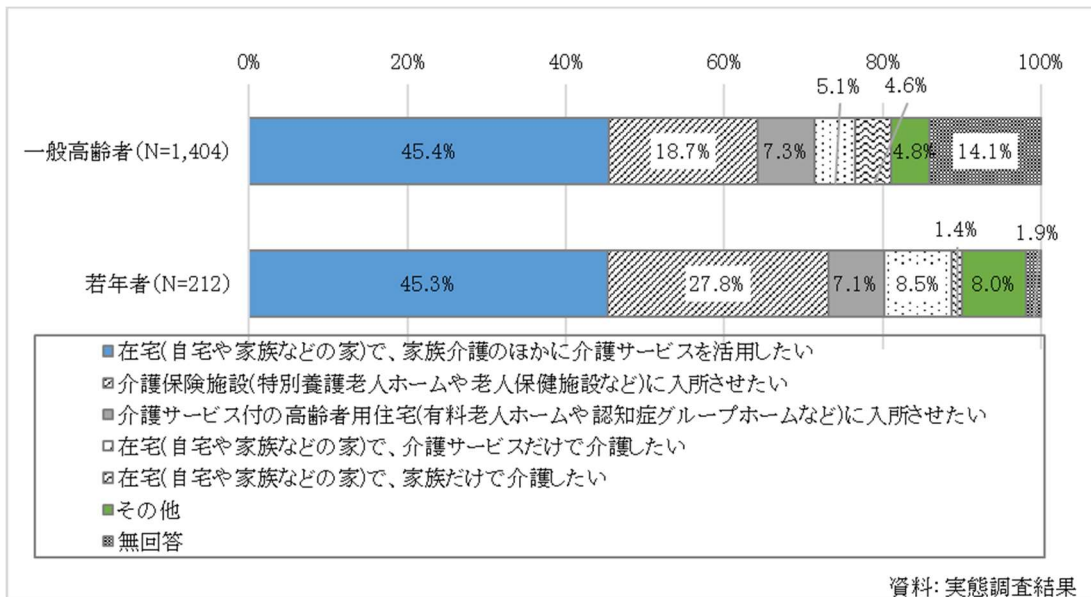
このような状況のもと、実態調査結果では、家族に介護が必要になった場合には高齢者の5割以上が、自分自身に介護が必要になった場合でも4割以上が在宅での生活を希望しており、住み慣れた家に居住し続けたいといった意向がうかがえます。高齢者が住み慣れた家で生活や身体等の状況に応じて、多様なサービスを選択して暮らし続けることができるように、在宅医療の推進、認知症対策の推進、生活支援サービスの充実、地域の実情に応じた介護予防の推進、住まい等の確保・充実、介護サービス基盤の整備への取り組みなど地域包括ケアシステムの深化・推進を図らねばなりません。

平成26年度には「地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築」と「持続可能な社会保障制度の確立」を基本的な考え方とした介護保険法の改正が行われました。また、平成29年度には「地域包括ケアシステムの深化・推進」を大きな柱とした介護保険法の改正により、介護療養病床に代わる新たな介護保険施設である「介護医療院」、高齢者と障がい者・児が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」が新たに位置づけられています。そして、令和元年度には高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、「保健事業と介護予防の一体的実施」を取り組むことが求められています。

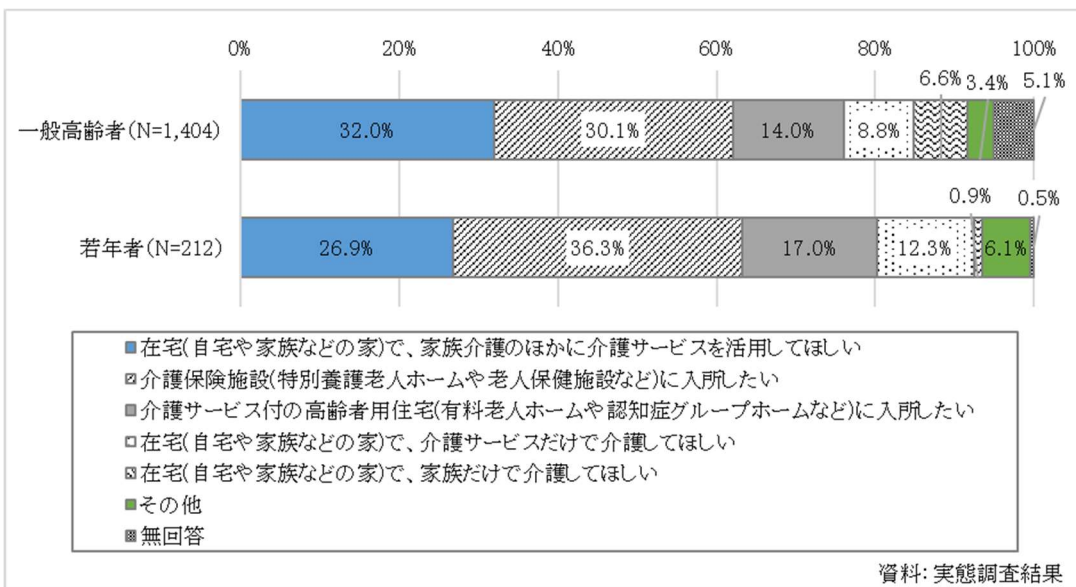
本計画ではすべての高齢者が住み慣れた地域で生活していくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムをより推進していくことを目標にしています。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような支援・サービス提供体制

■家族に介護が必要になった場合



■自分自身に介護が必要になった場合



## 1 高齢者の在宅生活継続のための支援

### (1) 地域包括支援センターの機能強化 【健康福祉課】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としています。

専門職による継続性・一貫性をもった介護予防のマネジメントの実施や、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく生活が続けられるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどさまざまな面で相談・支援を行います。

#### 【現 状】

高齢者や家族など、みんなが抱える生活全般の悩みや相談に対して主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が対応し、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行っています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数（件）	476	413	494

#### 【評価と課題】

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを支える総合的な窓口であり、関係機関との「橋渡し役」とも言われています。

その前提となる地域包括支援センターに対する認識度・理解度については、高まってきており、相談件数も増加しています。相談内容は困難事例が多いため、問題解決に向けて対応しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の暮らしを支える総合的な窓口である地域包括支援センターについて、高齢者だけでなく家族にも知ってもらうために今後も継続して周知を図る必要があります。

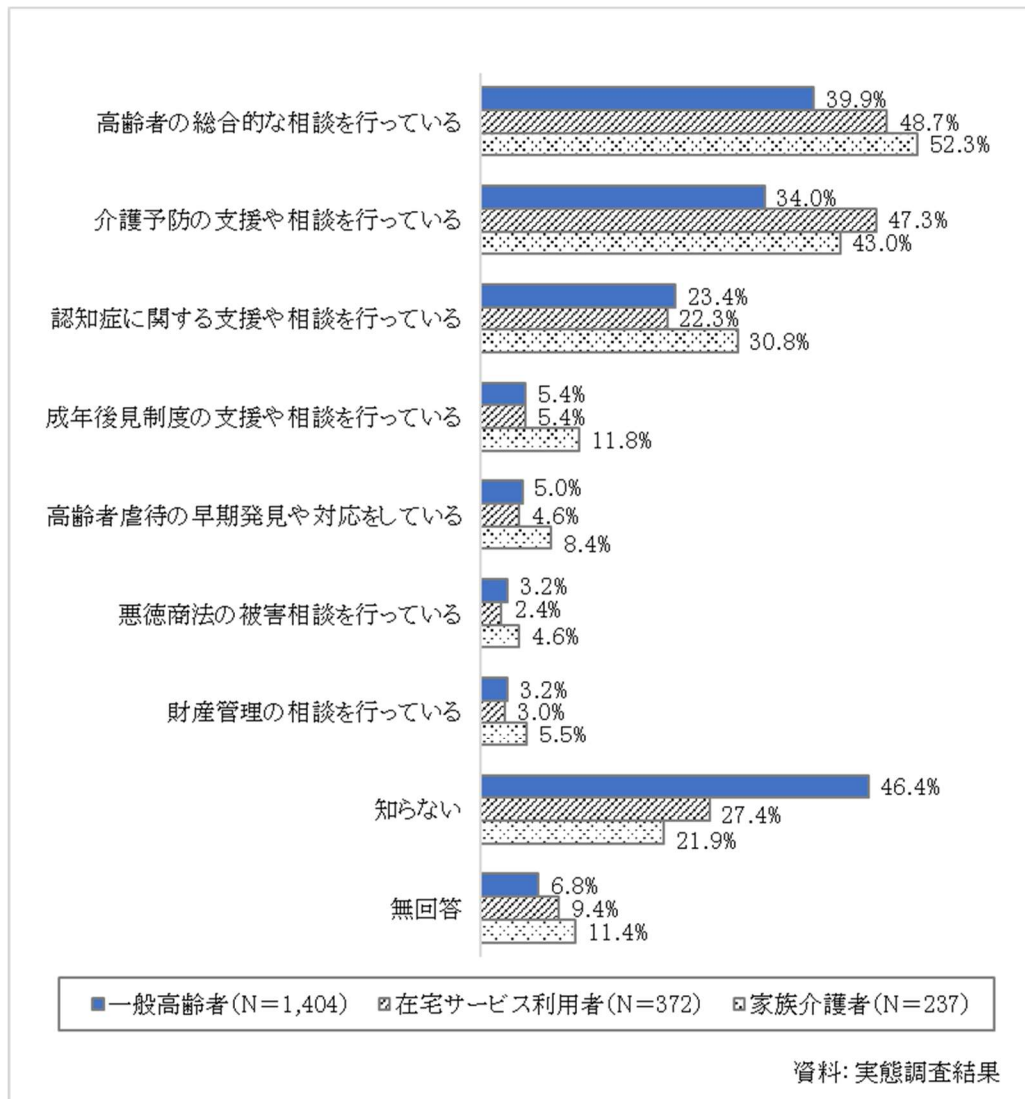
#### 【今後の取り組み】

高齢者や家族の相談に応じて、保健、福祉、医療等に係る各種サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ります。

介護を行う家族に対する支援も重要であり、介護に関する情報や知識・技術の提供などの相談支援を実施します。

実績値	R6年度	R7年度	R8年度
相談件数（件）	512	529	546

■地域包括支援センターの役割や機能を知っているか



## (2) 地域ケア会議の推進 【健康福祉課】

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や介護支援専門員のケアマネジメントを支援するとともに、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指すものです。

### 【現 状】

高齢者等の多様なニーズに対応した保健、福祉、医療等に係る各種サービスを総合的に調整し、高齢者等のニーズに見合う最も適切なサービスの提供をするため、困難事例及び個別ケースの地域ケア会議をそれぞれ開催し、各関係機関や専門職と要援護高齢者※に関する情報交換や支援方法の検討などを行っています。

### 【評価と課題】

個別ケース地域ケア会議にて、提案された内容についてその後の状況を確認することにより、ケア会議実施後の効果も確認することができています。課題分析を積み重ね、地域に共通した課題について整理が必要です。

### 【今後の取り組み】

困難事例の会議では、今後も在宅介護支援センターや司法書士が参加することで関係機関と連携し、専門職からの助言を参考に要援護高齢者の相談事例について具体的支援の方法を検討しながら効率的かつ発展的にサポートするとともに、地域に必要な資源発掘や地域づくりに努めます。

また個別ケースの会議では、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成に努めます。

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。



### (3) 在宅医療・介護連携推進事業 【健康福祉課】

医療・介護の関係団体が連携し多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を図るため、直方鞍手医師会等と連携しながら、地域の関係団体の連携体制強化に努めます。

#### 【現 状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための協議や支援を行っています。

#### 【評価と課題】

医療機関、介護事業所等のサービス内容等について掲載されている「直鞍地区在宅医療と介護のための資源ブック」を作成し、関係機関に配布することで医療と介護に関する情報の共有を図ることができました。また、在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護関係者の多職種によるグループワーク等の研修を実施して、ネットワーク化が図られています。

#### 【今後の取り組み】

直方鞍手医師会等と連携しながら、在宅医療・介護連携のための研修や情報共有、地域住民への普及啓発等の事業を推進します。また、直方市、鞍手町、小竹町と共同で切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を目指します。

### (4) 家族介護支援事業（家族介護教室） 【健康福祉課】

高齢者を介護している家族や近隣の介護者を対象に、要介護者に対する介護方法や、介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得してもらうための教室を開催しています。

#### 【現 状】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となりましたが、令和4年度は「高齢者の食事や栄養に関する教室」を開催しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施  
※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数（人）	0	9	10

## 【評価と課題】

高齢者の食事や栄養の取り方のポイントの説明、レシピの紹介等を行い、参加者からは学びになったと好評の教室となりました。

## 【今後の取り組み】

現に高齢者を介護している家族や介護者が参加しやすい教室とするため、事業の実施体制や講義内容等を検討しながら、今後も継続して実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
参加者数（人）	11	12	13

## (5) 介護用品給付事業 【健康福祉課】

65歳以上の在宅の高齢者で、おむつを使用している状態などにある人に対して、紙おむつ、尿取りパットなどの介護用品の給付を行うことによって、高齢者の生活の質の向上を確保するとともに、経済的な負担の軽減を図るために実施しています。

## 【現 状】

取り扱う商品を適宜検討し、利用者からの意見を参考にしながら商品内容を一部変更するなどの工夫を行っています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人）	369	283	283

## 【評価と課題】

介護用品を自宅まで配達することにより、介護者の心身的な負担が軽減され、また経済的支援の効果もあり、大きな評価を得ています。

## 【今後の取り組み】

在宅で重度の要介護者を介護する者を重点的に支援するため、対象者や給付品目等、事業の見直しを行います。

見直しの結果、対象外となった方に経過措置を行います。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	275	67	72

(6) 食の自立支援事業（配食サービス） 【健康福祉課】

在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者などに対し、配食サービス（夕食の弁当配達）を行い、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行っています。

【現 状】

調理や食の確保が困難な在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者に、夕食の弁当を定期的に配達し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、高齢者の健康管理、孤独感の解消を図っています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人）	164	227	200
配食数（食）	36,862	32,109	32,000

【評価と課題】

高齢者に適した栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認に役立っています。令和3年度及び4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために外出を控えている家族が多く、家族からの食事の提供が困難になり、配食サービスの利用者が増加しました。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、外出や家族からの食事の提供が可能になり、利用者数は減少しました。

【今後の取り組み】

きざみ食や減塩食など、利用者の要望に応じた配食が可能であり、高齢者の健康管理及び安否確認を行う上で必要な事業であるため、今後も継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	200	200	200
配食数（食）	32,000	32,000	32,000

**(7) 保健事業と介護予防の一体的な実施 【健康福祉課・市民課】**

高齢者の健康状態や生活機能等の特性に応じたきめ細かな支援を実施するため、保健師等専門職が関与し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施して健康寿命の延伸につなげます。

**【現 状】**

保健師等の医療専門職が中心となり、健診・医療・介護データ等の分析結果から把握した高齢者の現状と健康課題に対応する事業の企画・調整といったコーディネートを行っています。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、生活習慣病等の重症化予防に関する個別的支援（ハイリスクアプローチ）やフレイル予防等の普及啓発活動（ポピュレーションアプローチ）を行うことで、高齢者の健康状態の改善を図り、健康寿命の延伸を目指しています。

**【評価と課題】**

健診・医療・介護データ等の分析結果をもとに事業の見直しを行い、新たに骨折やフレイル予防のための介護予防教室を実施しました。

また、ハイリスクアプローチでは、低栄養改善や生活習慣病重症化予防の対象者、健康状態不明者を特定し、個人に応じた指導を行い、必要に応じて医療・介護サービス等へつなぐことで、高齢者の健康状態の改善や生活習慣病等の重症化予防を図りました。ポピュレーションアプローチでは、自治会等を対象にした出前講座等で、フレイル予防や生活機能向上のための知識の普及・啓発を行いました。

これらの事業の効果を分析し、より効果的な事業となるよう、事業の見直しや関係機関との連携といった事業全体のコーディネートを行っていく必要があります。

**【今後の取り組み】**

今後も高齢者の現状や事業の効果について分析を行ながら、課題解決に向けた取り組みを行います。また、事業の評価・見直しを行い、関係機関と連携しながら、引き続き高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。

## 2 介護予防の推進

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 【健康福祉課】

#### ①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

#### 【現 状】

高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、利用者の実情に応じて、自立生活に必要な介護予防や生活支援のためのサービスを提供しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
訪問型サービス（件）	1,809	1,718	1,500
通所型サービス（件）	1,939	1,791	1,883
介護予防ケアマネジメント※（件）	1,699	1,467	1,357

資料）福岡県介護保険広域連合

#### 【評価と課題】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、訪問型サービス等の専門的なサービスを提供しています。今後はさらに地域での支え合いの体制づくりを推進し、地域の実情に合ったサービスを提供する必要があります。

#### 【今後の取り組み】

今後も地域資源の発掘や支援により、利用者の選択できるサービス・支援を充実し、利用者の実情に応じた適切なサービスの提供に取り組んでいきます。

また、自立に向けた支援として、介護予防事業等により、要支援状態等からの自立促進や重症化予防の推進等を図ります。

※ 介護予防ケアマネジメント：要支援者等の自立支援を目的に、介護を必要としている人や家族の課題やニーズに対して、適切な助言や援助を行うことをいいます。  
介護保険制度では、介護予防サービス計画を作成し、適切なサービス利用につなげることを指し、主にケアマネジャーがこの役目を担います。

推計値	R6年度	R7年度	R8年度
訪問型サービス（件）	1,490	1,470	1,460
通所型サービス（件）	1,870	1,850	1,830
介護予防ケアマネジメント（件）	1,350	1,330	1,320

## ②介護予防普及啓発事業

65歳以上の高齢者を対象に、通所型介護予防事業のプログラムの全部または一部を実施し、高齢者が介護予防に向けた取り組みを主体的に行えるようにします。

### 【現 状】

下記の介護予防教室を実施しています。

- (ア) 介護予防はつらつ教室・・・介護予防や健康増進のため「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「認知症予防」の4種類のプログラムを行っています。
- (イ) しっかり貯筋教室・・・保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため、令和4年度より、健康診断等にて筋力低下や転倒・骨折、低栄養のリスクがあると判断された者に対し、「運動器の機能向上」「栄養改善」の2種類のプログラムを行っています。
- (ウ) 介護予防音楽教室・・・音楽を聴く、歌をうたう、楽器を奏でるなど「音楽療法プログラム」により心身機能の向上を図っています。
- (エ) 各自治会単位などの介護予防教室・・・開催を希望する自治会等に対し、集会所などに講師を派遣し、「運動教室」「栄養教室」「口腔教室」「認知症予防教室」「音楽教室」の5種類のプログラムの全部または一部を行っています。
- (オ) 介護予防シニア健康教室（ひざ痛改善教室）・・・健康講座や筋トレ実技講座に、頭と体を使ったボールゲームなどを組み合わせ、膝の痛みからの解放と生活活動範囲の拡大を図ることで、要介護状態になることを予防しています。
- (カ) 介護予防教室みやわか・・・生活機能の低下等がみられ、要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象として、「運動器の機能向上」を中心に、「栄養改善」「口腔機能向上」の3種類のプログラムを行っています。
- (キ) あったかサロン・・・比較的元気な65歳以上の一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者を対象として、生きがい活動、健康づくり及び社会参加を促進するレクリエーションや介護予防教室などの各種のサービスを提供しています。
- (ク) ちゃーっとリハビリ体操教室・・・リハビリテーションに関する専門的知見を

有する者が高齢者の有する能力を評価し技術的助言を行うことにより、参加者が要支援・要介護状態になることを予防することを目的とした体操教室を実施しています。令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施となり、令和4年度をもって終了となりました。

※令和5年度は実績見込み

事業名	実績値	R3年度	R4年度	R5年度
はつらつ教室	開催回数(回)	5	13	26
	延べ参加者数(人)	46	224	519
しっかり貯筋教室	開催回数(回)		20	20
	延べ参加者数(人)		372	239
音楽教室	開催回数(回)	12	24	24
	延べ参加者数(人)	230	406	430
自治会等介護予防教室	開催回数(回)	32	47	80
	延べ参加者数(人)	183	465	870
シニア健康教室	開催回数(回)	1	4	4
	延べ参加者数(人)	9	130	160
みやわか教室1期	開催回数(回)	5	20	40
	延べ参加者数(人)	27	95	310
みやわか教室2期	開催回数(回)	13	20	
	延べ参加者数(人)	65	137	
あったかサロン	開催回数(回)	91	147	142
	延べ参加者数(人)	1,254	2,663	2,664
ちゃーっとリハビリ 体操教室	開催回数(回)	0	0	
	延べ参加者数(人)	0	0	
合計	開催回数(回)	159	308	318
	延べ参加者数(人)	1,814	4,492	5,200

※ちゃーっとリハビリ体操教室は令和4年度で終了

【評価と課題】

- (ア) 介護予防はつらつ教室・・・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部開催を中止しましたが、令和4年度は全13回実施しました。令和5年度は実施会場を2か所に増やし、それぞれの会場で開催したため、参加者数が増加しています。健康運動指導士や歯科衛生士による運動や講話をとおして介護予防や健康増進を図り、参加者の身体機能の向上や維持に寄与しました。参加者の教室開始前後の体力測定等の変化からもプログラムの効果が表れています。
- (イ) しっかり貯筋教室・・・令和4年度から開始し、市内2会場で実施しました。令和5年度は参加希望者が少なかったため、令和4年度より延べ参加者数が少なくなっています。健康運動指導士や栄養士、リハビリテーション専門職によ

る指導を行い、参加者の筋力低下や転倒・骨折、低栄養のリスク軽減を図りました。参加者の教室開始前後の体力測定等の変化からもプログラムの効果が表れています。

- (ウ) 介護予防音楽教室・・・音楽療育活動講師の指導により、脳の活性化、口腔機能向上効果などが期待できる介護予防に有効な音楽プログラムを実施しました。気軽に楽しめる音楽を通して健康づくりができると参加者からは高い評価を得ています。
- (エ) 各自治会単位などの介護予防教室・・・令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自治会等での開催が少ない状況となりました。令和5年度からは自治会等からの開催希望が増えており、参加者からはまた講師を派遣してほしいと高い評価を得ています。
- (オ) 介護予防シニア健康教室（ひざ痛改善教室）・・・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回のみで開催となりました。本市とフレンドリータウン協定を結んでいる株式会社ギラヴァンツ北九州のコーチ等による健康教室を実施し、参加者のひざ痛改善や運動機能向上を図り、参加者からはまた参加したいと高い評価を得ています。
- (カ) 介護予防みやわか教室・・・令和4年度までは前期と後期に分けて実施していましたが、令和5年度より通年開催に変更しました。リハビリテーション専門職や栄養士等による「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のプログラムをとおして、参加者の身体機能の向上や維持に大いに寄与しました。参加者の教室開始前後の体力測定等の変化からもプログラムの効果が表れています。
- (キ) あったかサロン・・・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時休止となりましたが、令和4年度から活動を再開しています。令和5年度からは参加人数の減少により、開催地区を7地区から6地区に変更しています。それぞれの地区において、月2回の生きがい活動、健康づくり及び社会参加を促進するレクリエーションや介護予防教室などの各種のサービスを提供しています。

介護予防教室については、参加者から好評を得ているものの、実態調査結果をみると、介護予防事業を知っている人の割合は、男性と女性のどちらにおいても半数以下となっており、特に、男性は女性と比べても介護予防事業に対する認識度や参加意欲が低いことが分かります。また、認知症予防のために気をつけている人の割合は、女性は8割近くいる一方で、男性は6割程度となっています。

以上のことより、新規参加者を増やすためにも啓発活動が必要となっており、特に男性が参加しやすい介護予防事業を行う必要性があります。



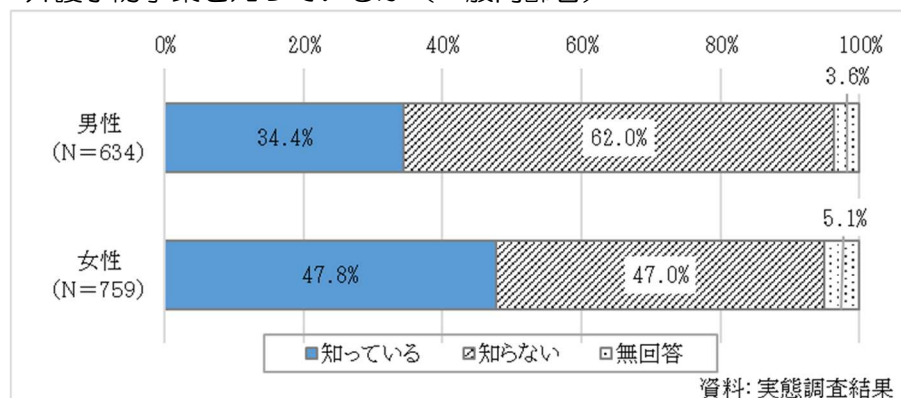
【今後の取り組み】

教室の参加者は身体機能の向上や維持の効果が出ているため、多くの方が介護予防に取り組めるよう、新規参加者を増やすための事業の周知・啓発を行っていきます。

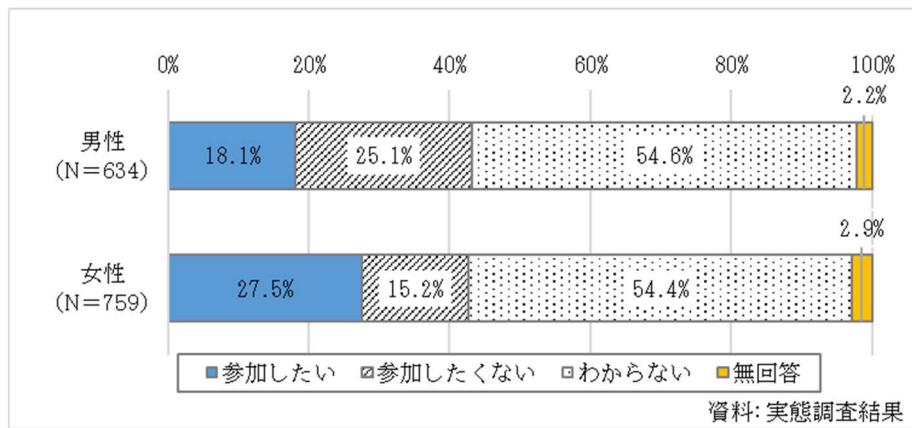
また、保健事業と介護予防を一体的に実施しながらフレイル予防や生活機能向上に向けた取り組みを行うため、介護予防教室について見直しを行い、次のとおり実施していきます。

事業名	目標値	R6年度	R7年度	R8年度
しっかり貯筋教室	開催回数(回)	40	60	60
	延べ参加者数(人)	800	1,200	1,200
音楽教室	開催回数(回)	24	24	24
	延べ参加者数(人)	570	570	570
自治会等介護予防教室	開催回数(回)	85	90	95
	延べ参加者数(人)	935	990	1,045
シニア健康教室	開催回数(回)	4	4	4
	延べ参加者数(人)	160	160	160
みやわか教室	開催回数(回)	40	40	40
	延べ参加者数(人)	360	440	520
あったかサロン	開催回数(回)	144	144	144
	延べ参加者数(人)	2,880	3,100	3,400
合計	開催回数(回)	337	362	367
	延べ参加者数(人)	5,625	6,460	6,895

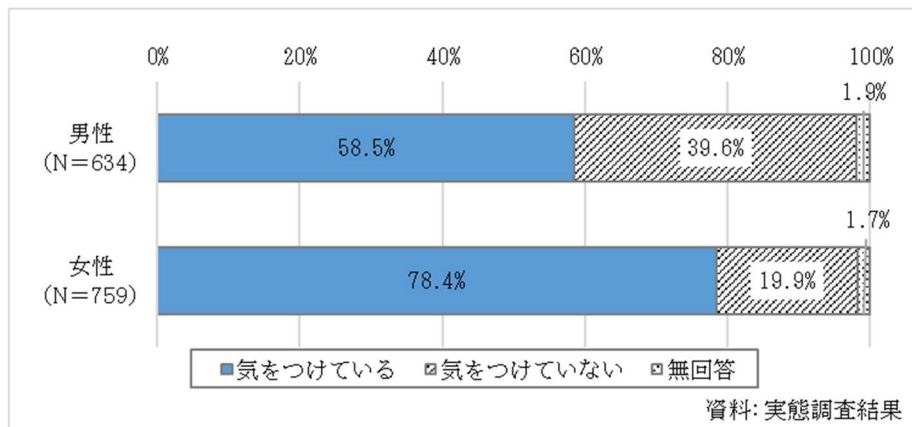
■介護予防事業を知っているか（一般高齢者）



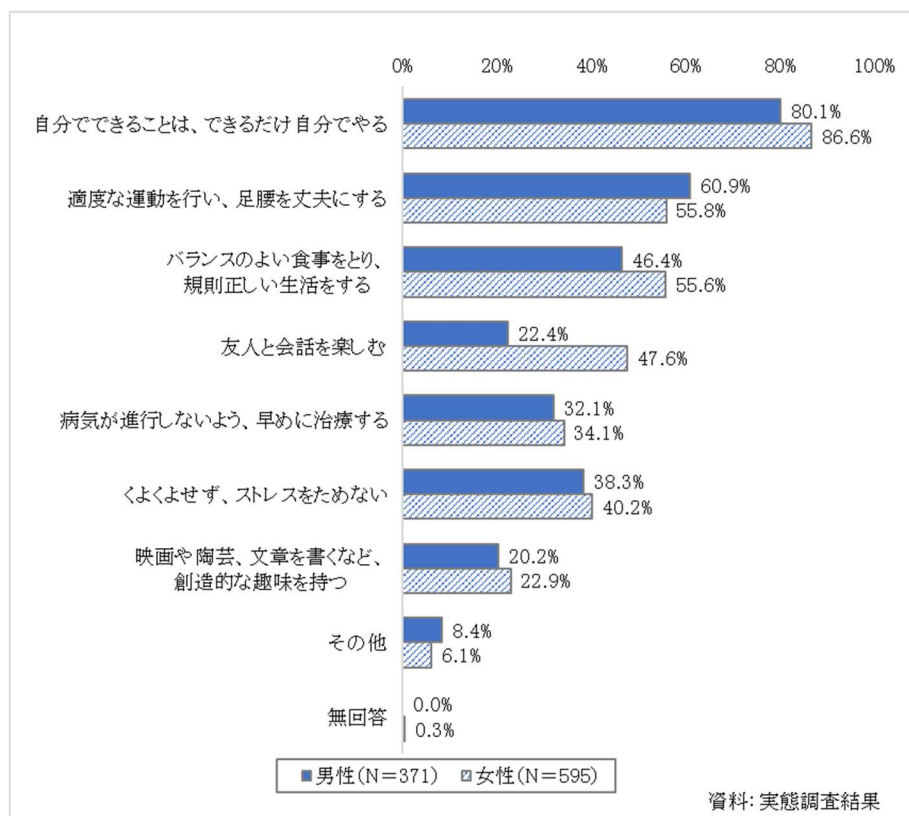
■介護予防事業に参加したいと思うか（一般高齢者）



■認知症予防のために気をつけているか（一般高齢者）



■認知症予防のために気をつけていること（一般高齢者）



### ③介護支援ボランティア事業

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、活動に対して、交付金を交付します。

#### 【現 状】

ボランティア登録者は、受入機関（施設や事業など）にて利用者の話し相手、食事や清掃などの補助、行事等の手伝いなどを行っています。この活動を通して地域貢献や自分自身の介護予防に取り組んでいます。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
ボランティア登録人数(人)	91	82	83
受入機関数	20	20	20

#### 【評価と課題】

新型コロナウイルス感染症の影響で、受入機関及びボランティア登録者の増加数が少ない状況にあります。社会参加活動を通じた介護予防やボランティア活動への理解促進を図るため、事業の普及・啓発に努める必要があります。介護支援ボランティアの高齢化が進んでおり、高齢のためボランティアを辞退される方が増えている状況があります。

#### 【今後の取り組み】

受入機関及びボランティア登録人数を増やすことができるよう、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

受入機関やボランティア登録者が地域貢献や介護予防に取り組めるよう活動内容などの検討を行います。

### ④地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が、地域の介護予防教室や、あったかサロンなどを定期的に訪問し、運動法の指導や体力測定を行うことで、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等に取り組めます。

#### 【現 状】

宮若市内のリハビリテーション専門職が講師となり、あったかサロン等において、フレイル予防に役立つ運動教室を行っています。

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
実施回数（回）	21	14	19
延べ参加者数	343	234	309

## 【評価と課題】

リハビリテーション専門職が講師となることで、より専門的観点から学べ、楽しく運動できると参加者から好評を得ています。

また、市内各地区で実施することで、広くフレイル予防や介護予防の普及啓発を行うことが出来ています。

## 【今後の取り組み】

地域で行われる介護予防教室やあったかサロンなどの各地区において、リハビリテーション専門職の協力を得ながら、より多くの方のフレイル予防や介護予防、健康増進に取り組んでいきます。

実績値	R6年度	R7年度	R8年度
実施回数（回）	21	21	21
延べ参加者数	420	420	420

### 3 地域で見守る体制づくり

#### (1) 生活支援体制整備事業 【健康福祉課】

高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、地縁組織、民間企業、社会福祉協議会等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

そのために、生活支援コーディネーター<sup>※</sup>や協議体<sup>※</sup>の配置等を通じて、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を図ります。

#### 【現 状】

平成28年度より、第1層の協議体を設置、平成29年度からは第1層の生活支援コーディネーターを配置しており、さらに平成30年度より市内3か所に第2層の協議体を設置し、各協議体に生活支援コーディネーターをそれぞれ配置しています。地域資源<sup>※</sup>の状況を把握し、不足する資源開発に向けた協議や、関係者間のネットワーク構築に向けて取り組んでいます。

#### 【評価と課題】

第2層の生活支援コーディネーターと情報共有し、高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わり、社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実のため、地域課題の抽出及び課題解決に向けた取組が必要となります。

#### 【今後の取り組み】

地域活動に既に取り組んでいる地域からモデル的に取り組み、最終的に市全域でそれぞれ地域づくりができるよう、関係主体と議論、実践を積み重ねていきます。

※ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスのコーディネート業務を実施する者。

※ 協議体：行政機関、生活支援コーディネーター、生活支援等サービスの多様な提供団体等で構成し、情報共有や連携をする場。第1層は市全域、第2層は中学校区域を想定している。

※ 地域資源：住民主体の取り組み（健康づくり、サロン、サークル、趣味のグループ等）、行政以外の活動（民間企業、ボランティア団体等）を含めた幅広い既存事業。

## (2) 在宅介護支援センター運営事業 【健康福祉課】

おおむね 65 歳以上の在宅の要援護高齢者、もしくは要援護高齢者となるおそれのある高齢者やその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関やサービス機関などとの連絡調整を行い、福祉の向上を図るために実施しています。

## 【現 状】

在宅の高齢者宅に訪問し、高齢者の実態調査や各種申請の代行、また、高齢者福祉サービスの橋渡し役として、地域に密着した相談窓口になっています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
電話（件）	1,913	1,708	1,595
来所（件）	106	67	98
訪問（件）	520	663	796
申請代行（件）	1,132	781	851
実態把握（件）	780	710	717

## 【評価と課題】

新型コロナウイルスの影響により減少した実績は回復しつつあります。

地域にも存在を認識されており、民生委員や自治会などから在宅介護支援センターを通じて相談が行われるケースもあり、高齢者の相談窓口としての役割を果たしています。

## 【今後の取り組み】

高齢者福祉サービスの代行だけでなく、高齢者と行政との橋渡し役として更に地域に根差した存在になるよう、今後も周知を行っていきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
電話（件）	1,650	1,700	1,750
来所（件）	100	100	100
訪問（件）	850	900	950
申請代行（件）	900	930	980
実態把握（件）	780	830	880

(3) ひとり暮らし高齢者等見守り事業 【健康福祉課】

単身高齢者などの孤独死防止や安否確認などを、地域住民のみならず、地域住民と関わりを持たれている事業所（郵便、新聞、電気、ガスなどの事業所）に日常の活動の中で無理の無い範囲で見守りを行ってほしい、異常発見の際に市などに通報をしてもらうよう協力をお願いしています。

【現 状】

電力会社、郵便局、ガス、し尿収集、新聞配達など、現在 32 事業所から協力の承諾を得ています。市内事業者だけでなく、近隣市町村の事業者からも協力いただいています。

※令和 5 年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
協力事業所数	32	32	32

【評価と課題】

協力事業者が統廃合を行う中でも継続して協力いただいております、協力事業者数は減少していません。

【今後の取り組み】

地域での繋がりが希薄となる中、定期的に高齢者宅の訪問を行うライフラインを始めとしたさまざまな事業所の協力は重要なものとなります。

今後も積極的に協力いただきながら見守り体制を強化していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
協力事業所数	33	33	33

## (4) 福祉緊急通報システム事業 【健康福祉課】

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急事態に陥った時に、24時間体制で迅速かつ適切な救護体制をとることにより、その安全を確保するために実施しています。

## 【現 状】

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与し、24時間体制で緊急時の対応をとっています。また、月1回の伺い電話による安否確認や、利用者からの相談などにも応じています。携帯電話で家族間の安否確認を行うケースが増えており、また、現利用者の年齢層が上がって在宅での生活が難しくなっていくため、実績は増加していません。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	78	75	75

## 【評価と課題】

実績は増加していませんが、緊急通報による救急車出動、お伺い電話による安否確認や、孤独感の解消等、ひとり暮らしの高齢者が在宅で生活する上での重要な役割を果たしています。

## 【今後の取り組み】

単身高齢者が在宅生活を支える上で必要である、緊急時の対応や安否確認に大いに役に立っています。今後も継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数(人)	76	78	80



## 4 認知症高齢者支援体制の充実

### (1) 認知症初期集中支援推進事業 【健康福祉課】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施します。

#### 【現 状】

認知症の人やその家族に対する支援として、「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた取り組みを行っています。チームは認知症専門医がいる福岡県認知症医療センターや、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士等の専門職と合同で取り組みを行っています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
相談実績人数（人）	1	0	1

#### 【評価と課題】

認知症の人やその家族に対する支援を行う「認知症初期集中支援チーム」について、広報での記事掲載及びチラシを作成して配布するなど、早期診断・対応につながるよう住民及び医療・介護関係者へ周知しています。また、関係機関と密に連携を図るため、定例会議や検討委員会等を定期的を開催しています。

#### 【今後の取り組み】

今後も、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族が早期に相談できるよう、認知症初期集中支援チームについて、住民及び医療・介護関係者へ普及・啓発を行います。

家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、早期診断・早期対応の支援を継続して実施していきます。

## (2) 認知症地域支援・ケア向上事業 【健康福祉課】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進します。

### 【現 状】

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

### 【評価と課題】

認知症地域支援推進員を中心に認知症の人やその家族の相談に専門職種が対応しました。また、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族が認知症に関する情報をよりわかりやすく理解できるよう、新たに認知症ケアパス<sup>※</sup>を作成しましたが、関係機関及び市民への普及・啓発が必要です。

### 【今後の取り組み】

地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るために、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制や認知症ケアパスの普及に取り組みます。

また、地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制、認知症の本人のニーズを地域で共有する取り組み、認知症初期集中支援チームとの連携を図っていきます。

※ 認知症ケアパス：認知症の状態に応じた適切な医療・介護サービスを利用することができるようにサービス提供の流れをわかりやすく示したもの。

### (3) 認知症カフェ運営事業 【健康福祉課】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することが望まれます。認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営することにより、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。

#### 【現 状】

市内の事業所と契約して、認知症カフェを開設し運営しています。

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民の相談支援や普及啓発などに取り組んでいます。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
認知症カフェ設置件数（件）	4	4	4
認知症カフェ利用人数（人）	285	230	230

#### 【評価と課題】

平成28年度から認知症カフェがスタートし、少しずつ認知症カフェ利用者も増加していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月末より事業を中止しております。また、カフェ設置箇所の拡大にはつながらず、今後の利用者を増やすためにも、普及、啓発に努める必要があります。

#### 【今後の取り組み】

認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。そのために認知症カフェの設置・運営の拡大や認知症の人とその家族、地域住民等への周知に取り組んでいきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
認知症カフェ設置件数（件）	5	6	7
認知症カフェ利用人数（人）	290	350	410

## (4) 認知症サポーター※養成講座 【健康福祉課】

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するための講座です。

認知症の人が「尊厳ある暮らし」ができるよう地域で見守ることを目的としています。

「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

## 【現 状】

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めてきました。

この養成講座は、市のまちづくり出前講座などでの周知により、自治会や老人会、職域などからも申込みがあり、認知症の正しい知識が広まっています。

若年層のサポーター養成のため、令和3年度より市内小学校、令和4年度より市内高等学校において養成講座を開催しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
開催件数(件)	5	6	5
参加者数(人)	203	228	223
サポーター数累計(人)	2,151	2,246	2,469

## 【評価と課題】

認知症サポーターを養成することは、認知症に関する普及啓発を通じて社会全体で認知症が身近な病気であることを確認するとともに、認知症サポーターの地域での見守り活動への参加が、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにつながると考えられます。

今後も若年層のサポーター養成のため小中学校や市内高等学校、職域等の関係機関と開催方法などについて協議する必要があります。

※ 認知症サポーター：特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守る人

【今後の取り組み】

地域、学校、職域での認知症に対する認識や理解がより一層深まるよう、まちづくり出前講座などにより養成講座の積極的な普及啓発を行います。

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対して早期からの支援を行うためのチームオレンジを構成し、認知症の人や家族の支援を行います。

また、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、養成された認知症サポーターが認知症高齢者等にやさしい地域づくりのために養成講座を修了した人の復習を兼ねた学習会などを行います。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
参加者数（人）	435	410	404

(5) 高齢者等SOSネットワーク事業 【健康福祉課】

認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見・保護を図るため、社会福祉協議会、介護支援事業所などの協力機関等による支援体制を構築することにより、認知症高齢者などの見守り及び生命、身体の安全の確保並びに家族への支援を実施します。

【現 状】

宮若市、直方市、鞍手町、小竹町において高齢者等SOSネットワークの広域連携に関する協定を締結して、広域的な取り組みを実施しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
協力機関数累計	52	54	58

【評価と課題】

認知症高齢者などの行方不明者の検索は警察への通報が第一で、ネットワークは補助的な役割ですが、広域連携協力体制が整ったことにより、行方不明者の早期発見・保護に繋がっています。宮若市公式LINEにおいても情報提供し、速やかな行方不明者情報の発信を行っています。

また、総務課防災安全係とも連携し、情報共有に努めるとともに、市役所内においても職員に情報共有することで、早期発見・保護に向けた取り組みも行っていきます。

## 【今後の取り組み】

行方不明になった場合の早期発見・保護を図るため、地域住民の理解や啓発に取り組めます。

引き続きネットワーク事業の充実のために福岡県防災メール「まもるくん」や宮若市公式LINE等のシステムを使った情報提供を行い、捜索協力を求めることが必要と考えられます。そのためには、福岡県防災メール「まもるくん」や宮若市公式LINE等の登録を市民や関係機関等に幅広く周知を図っていきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
協力機関数累計	64	70	76

## (6) 認知症高齢者等事前登録制度 【健康福祉課】

高齢者等が認知症等の症状により出かけたまま道に迷って家に帰れなくなったり、行方不明のおそれがあるため、本人の名前や身体的特徴、写真などの情報を事前に登録し、万が一、行方不明になった場合の捜索をスムーズに行い早期発見・保護を行うための制度です。

## 【現 状】

事前登録者に自治体名などが記入された反射して光るステッカーの配付を行います。このステッカーを履物などに貼ることによって、行方不明になったときに、顔や特徴などがわからなくてもステッカーを目印に発見することができ、身元確認がスムーズにできます。昼間は、蛍光色なのでわかり易く、夜間でもライトなどの光に反射するため、交通事故防止にもなります。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
登録者数累計（人）	77	83	88

## 【評価と課題】

事前登録を行うことで、万が一、行方不明が発生した場合、早急な対策を取ることができ、発見時に名前や住所が言えなくても早期に身元が判明しています。

高齢化が進む中、認知症について理解を深め、登録制度の利用促進に努める必要があります。

【今後の取り組み】

今後も、認知症高齢者等が地域で安心して暮らせるように、事前登録制度の周知に取り組んでいきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
登録者数累計（人）	95	102	109

## 5 高齢者の権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度の周知 【健康福祉課】

認知症など判断能力が不十分で、心身や生活の状態に不安がある人の財産や権利を守るための公的な仕組みとして、「成年後見制度」などの権利擁護に関する制度が設けられています。

#### 【現 状】

高齢者は年齢とともに判断能力が低下していく傾向があり、特に認知症高齢者や単身高齢者などは、訪問販売や電話勧誘販売、振込詐欺などの消費者被害にあいやすく、繰り返し被害にあうケースが増えています。成年後見制度は判断能力の不十分な人の支援として重要な制度であり、高齢化が進む中、さらに必要性は高まっています。

#### 【評価と課題】

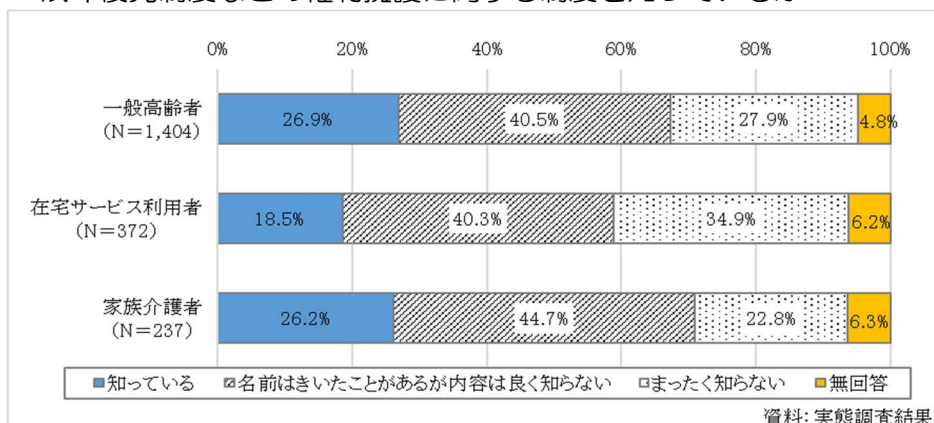
まちづくり出前講座等において、成年後見制度の普及啓発を行い、また、総合相談においても成年後見の利用促進に向けて説明や申立支援を行いました。

実態調査結果からみると、「一般高齢者」、「在宅サービス利用者」、「家族介護者」のいずれにおいても、半数以上が成年後見制度については認識していますが、そのほとんどが名称のみの認識であり、制度内容まではあまり知られていません。制度内容について、更なる普及啓発を図っていく必要があります。

#### 【今後の取り組み】

高齢者が地域で安心して生活する上で必要な制度であり、特に制度内容について、引き続き普及啓発が必要です。今後も制度の利用促進に向け、総合相談やまちづくり出前講座などにより更なる啓発を行っていきます。

■ 成年後見制度などの権利擁護に関する制度を知っているか





## (2) 成年後見制度利用支援事業 【健康福祉課】

身寄りが無いなどの理由により、成年後見の申立てをする人がいない認知症の低所得の高齢者（生活保護受給者またはこれに準ずる人）の支援を図るため、市長が法定後見の開始の審判の申立てを行う場合や低所得の高齢者、家族、親族において、その申立てに要する経費や成年後見人などの報酬の助成を行います。

### 【現 状】

市長が法定後見開始の審判申立てを行う成年後見制度は、認知症高齢者の増加傾向に伴い、利用者も年々増加している状況にあります。

### 【評価と課題】

認知症高齢者などの判断能力が十分でない方を保護するための重要な事業であり、成年後見制度の利用促進のため必要な事業と考えます。

### 【今後の取り組み】

認知症高齢者の権利擁護のために必要な事業であり、今後も周知を図りながら継続して実施します。

## (3) 高齢者虐待防止施策の推進 【健康福祉課】

高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を維持していくために、関係機関とのネットワークを密にしながら、高齢者虐待の防止、高齢者個人の権利擁護に努めています。また、高齢者虐待を未然に防止するために、高齢者虐待に対する正しい知識や、権利意識等の啓発を行っていきます。

### 【現 状】

地域包括支援センターが主体となり、在宅介護支援センターなどと連携して、虐待事案の対応に取り組んでいます。また、福岡県高齢者・障害者虐待対応チーム<sup>※</sup>などを活用し、虐待事案について適切な対応を行っています。

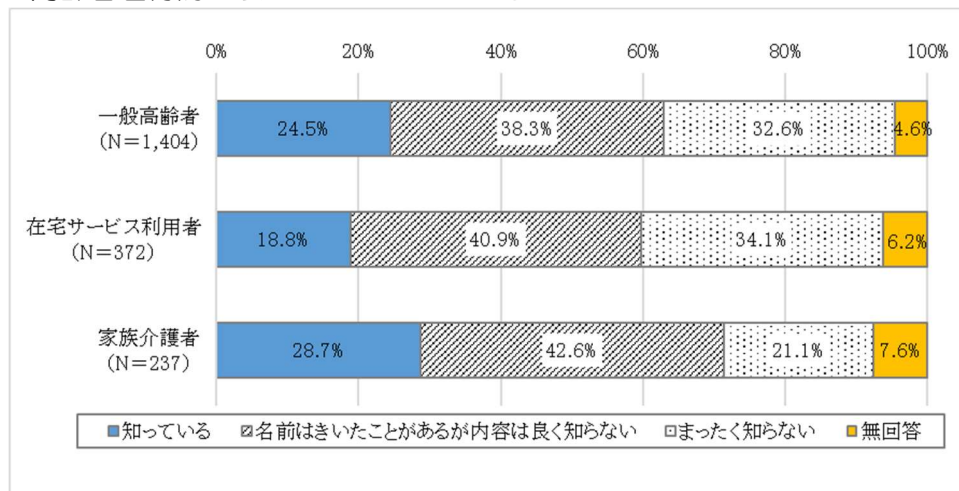
### 【評価と課題】

高齢者虐待を未然に防止するため、市民への啓発に取り組んでいます。また、虐待事案については「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、早期の対応が図られています。

## 【今後の取り組み】

高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待の早期発見・防止に取り組むため、今後も「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待対応に取り組んでいきます。

## ■ 高齢者虐待防止法について知っているか



※福岡県高齢者・障害者虐待対応チーム：福岡県弁護士会と福岡県社会福祉士会の高齢者等虐待に詳しい会員によって構成されたチーム。要請のあった市町村に対して、専門的な知識やノウハウ等その他のサービスを提供する

「I 自立生活支援の充実」における目標指標のまとめ

1 高齢者の在宅生活継続のための支援

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
地域包括支援センター 相談件数	相談件数 (件)	494	512	529	546	
家族介護支援事業 (家族介護教室)	参加者数 (人)	10	11	12	13	
介護用品給付事業	利用者数 (人)	283	275	67	72	
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者数 (人)	200	200	200	200	
	配食数 (食)	32,000	32,000	32,000	32,000	

2 介護予防の推進

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
介護予防普及啓発事業	開催数 (回)	318	337	362	367	
	延べ参加者数 (人)	5,200	5,625	6,460	6,895	
地域リハビリテーション 活動支援事業	実施回数 (回)	19	21	21	21	
	延べ参加者数 (人)	309	420	420	420	

### 3 地域で見守る体制づくり

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
在宅介護支援センター 運営事業	電話（件）	1,595	1,650	1,700	1,750	
	来所（件）	98	100	100	100	
	訪問（件）	796	850	900	950	
	申請代行（件）	851	900	930	980	
	実態把握（件）	717	780	830	880	
ひとり暮らし高齢者等 見守り事業	協力事業者	32	33	33	33	
福祉緊急通報システム 事業	利用者数 （人）	75	76	78	80	

### 4 認知症高齢者支援体制の充実

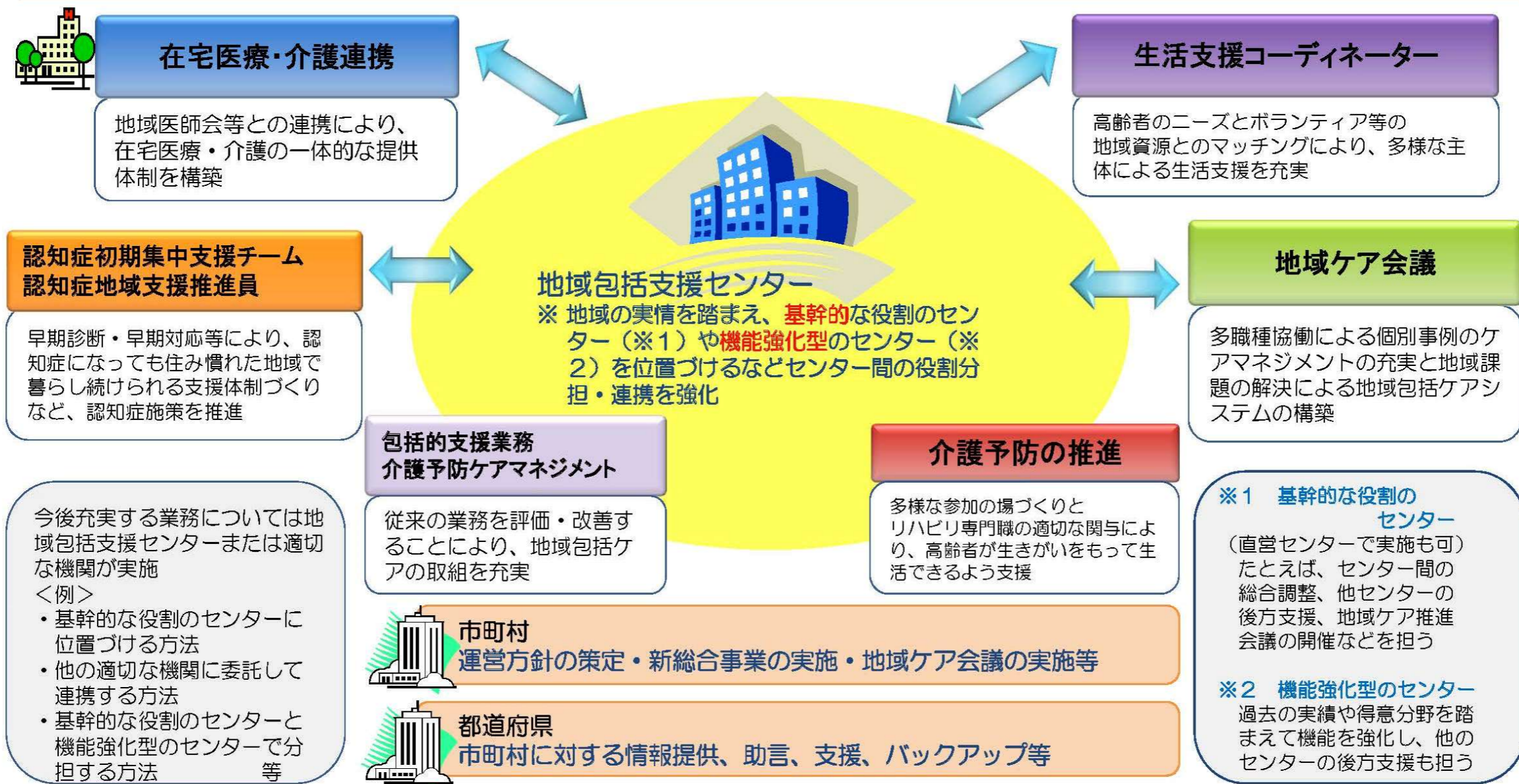
項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
認知症カフェ 運営事業	設置件数 （件）	4	5	6	7	
	利用人数 （人）	230	290	350	410	
認知症サポーター 養成講座	参加者数 （人）	223	435	410	404	
高齢者等 SOS ネットワーク事業	協力機関数累計 （箇所）	58	64	70	76	
認知症高齢者等 事前登録制度	登録者数 累計（人）	88	95	102	109	



〔資料〕

## 地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



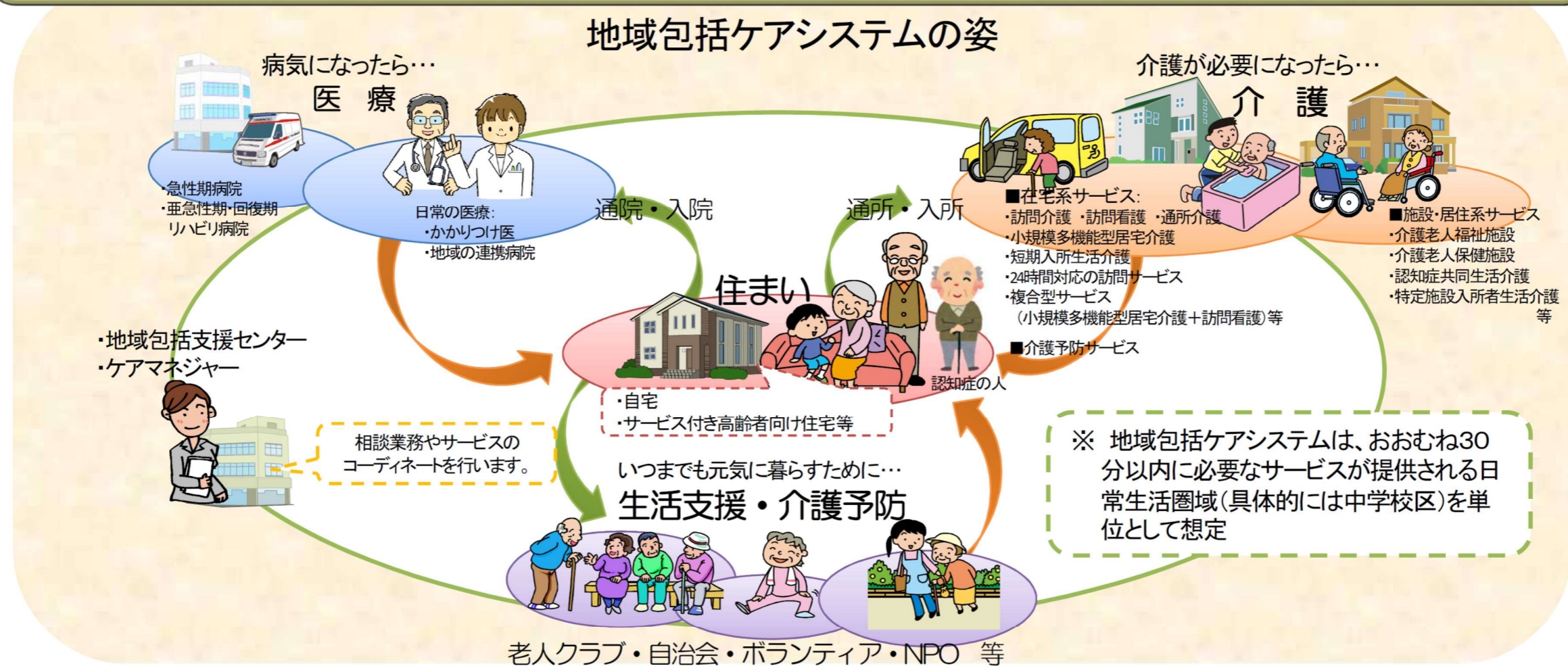
出典：厚生労働省資料



[資料]

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



出典：厚生労働省資料

## II 生きがいつくり・社会参加の機会の充実

### 現状と課題

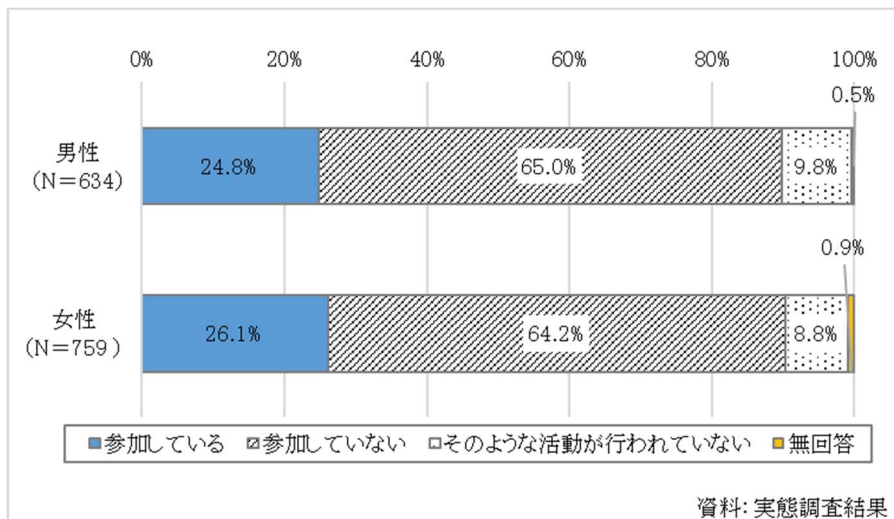
最新の国勢調査の結果で、65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、増加傾向にあり、平成27年度から令和2年度までの5年間で53.4%から54.8%に増加しています。

また、実態調査結果では地域の活動に参加していない高齢者は男女ともに7割を越えています。参加していない理由としては、「関心のある活動がない」という回答が最も多く、次に「時間がない」、「面倒だから」といった回答になっており、前回調査と同様の傾向を示しています。

高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、社会参加活動など「人と人とが関わり合う機会」が必要とされています。高齢者が地域でいきいきと過ごすためには、閉じこもりなどの予防を行い、生きがい活動や社会参加の機会を増やすとともに、就労を希望する高齢者に対しては、その機会の提供を行う必要があります。

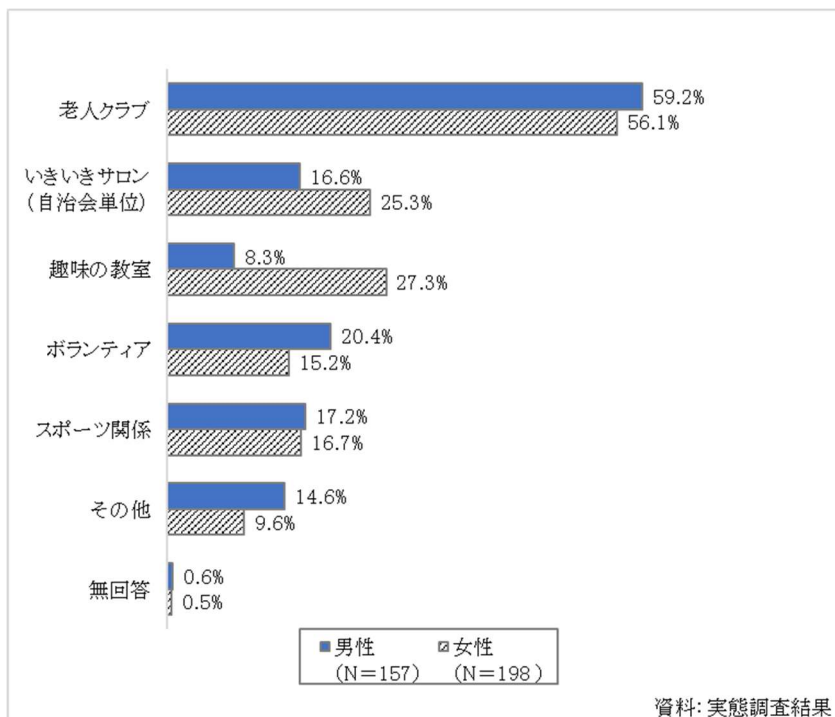
以上のことから、「ふれあい・交流の場づくり」「生きがいつくり」を重点的に取り組むべき課題とし、施策を展開します。

#### ■自治会で行われている活動に参加しているか（一般高齢者）

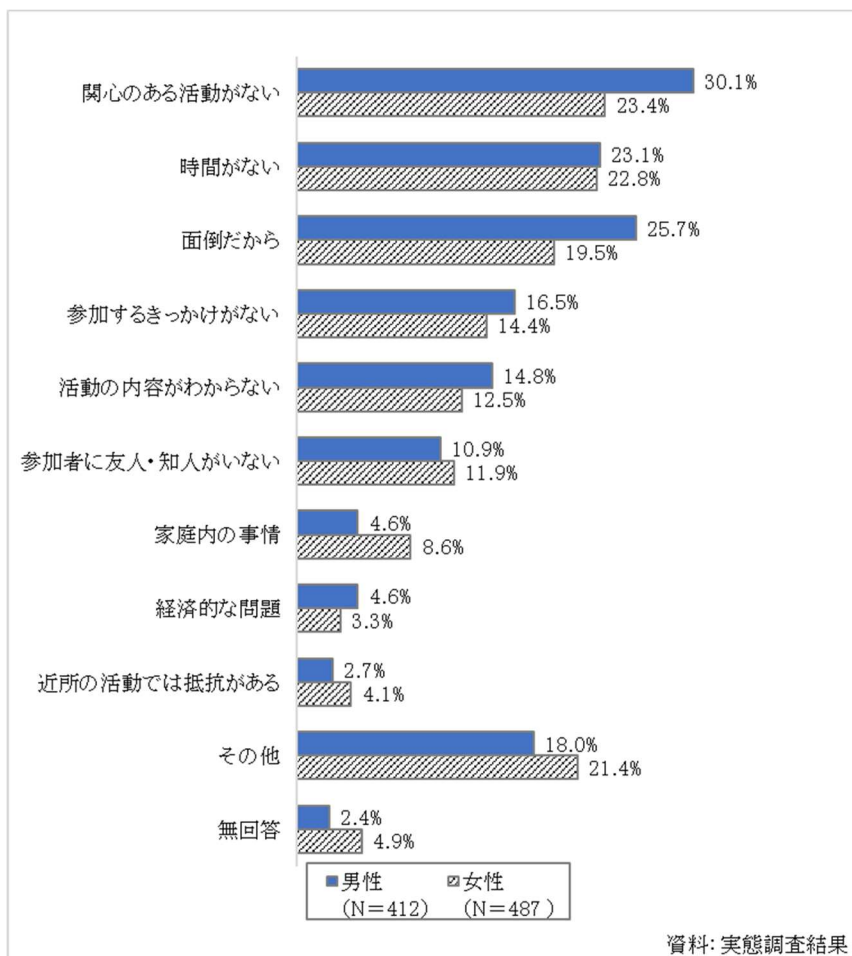




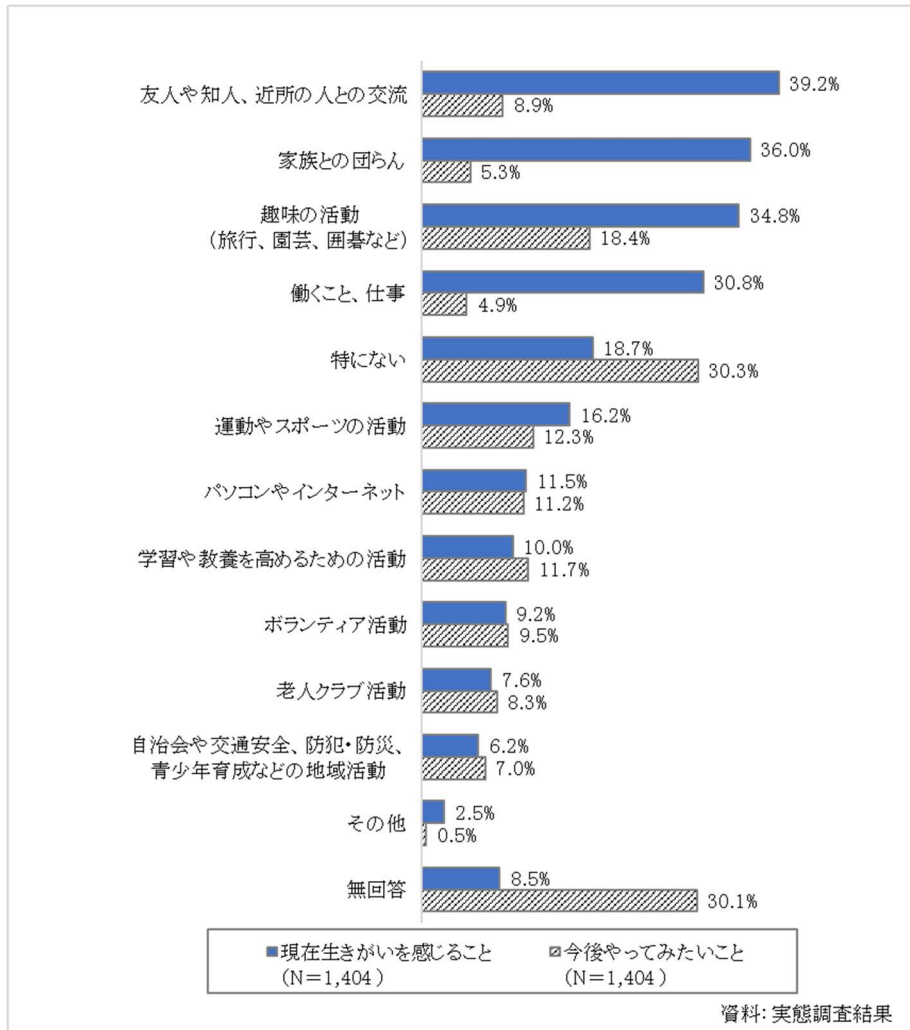
■自治会で行われているどのような活動に参加しているか（一般高齢者）



■自治会で行われている活動に参加していない理由（一般高齢者）



■現在生きがいを感じることと今後やってみたいこと（一般高齢者）



## 1 ふれあい・交流の場づくり

### (1) 社会福祉センター運営事業 【子育て福祉課】

社会福祉センターは、市民の福祉に関する各種相談に応じるとともに健康の増進、機能回復及び教養の向上、レクリエーション等の便宜を供し、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置し、宮若市社会福祉協議会が運営しています。

#### 【現 状】

コロナ禍による閉館などの理由により利用人数は大きく減少しておりましたが、徐々に規制が緩和され、利用者の外出意欲も高まったことから令和3年度以降利用人数は再び増加傾向にあります。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
延べ入館者数（人）	47,752	55,090	57,109

#### 【評価と課題】

令和3年度以降利用人数が増加していることから、市民のふれあい・交流の場として機能していることがわかります。また、各種地域福祉事業の実施により、市民の生活環境の改善や日常生活のサポートに寄与しています。

#### 【今後の取り組み】

各種地域福祉事業の周知を図り、利用人数の増加を促します。また、ふれあい・交流の場としての機能を維持し、高齢者等の健康維持・社会参画の促進に努めます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
延べ入館者数（人）	58,822	60,587	62,405

## (2) 社会福祉センター無料入館券配付事業 【健康福祉課】

70歳以上の高齢者並びに70歳未満の後期高齢者医療受給者に対し、無料入館券（1年に12回分）を申請に基づき交付し、社会福祉センターを活用した高齢者の健康づくり、生きがい対策を図るために実施しています。

## 【現 状】

高齢者の健康維持と生きがいづくりにもつなげる事業で、利用者間の交流の場にもなっています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
入館券交付者数（人）	351	393	430
延べ利用者数（人）	6,315	4,039	3,000

## 【評価と課題】

利用者からは「社会福祉センターで集まることが楽しい」「もっと回数を増やしてほしい」と大変好評を得ています。また、入浴の習慣をつけることで健康維持や心身のリラックスに寄与しています。

## 【今後の取り組み】

高齢者の健康維持や生きがいづくり、閉じこもりの防止のために今後も事業を継続し、市民へ周知を図ります。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
入館券交付者数（人）	440	450	460
延べ利用者数（人）	3,100	3,200	3,300

## 2 生きがづくり

### (1) 高齢者講座 【社会教育課】

高齢者に組織的な学習や運動への参加の機会を提供し、高齢者が生きがいのある充実した生活を送れるようにするとともに地域における指導者としての活躍を期待し、開催場所を宮若市中央公民館及び若宮分館の2か所としています。

#### 【現 状】

コロナ禍に減少した受講生が、再び参加できるようになる等、受講生は増加傾向にあります。

#### さわやか講座（中央公民館）

※令和5年度は実績見込み

実績値		R3年度	R4年度	R5年度
専 門 講 座	笑顔の体操	253	250	305
	カラダよかトレ	52	162	353
	折り紙	48	57	121
	スマホ・タブレット	294	325	495
	男性楽しくストレッチ体操	75	69	135
延べ参加者数（人）		722	863	1,409

#### 若生学級（若宮分館）

※令和5年度は実績見込み

実績値		R3年度	R4年度	R5年度
延べ参加者数（人）		410	556	600

#### 【評価と課題】

コロナ禍による規制緩和の影響から受講生は増加しており、高齢者の引きこもり防止に寄与しています。また、ICT機器を使用する講座については、多くの高齢者が受講していることから、高齢世代のニーズの高さを伺うことができ、高齢者のデジタルに対する苦手意識の解消に寄与しています。

#### 【今後の取り組み】

今後も、高齢者の社会参画を推進するため、受講生のニーズの把握に努め講座内容に変化を加えながら継続していきます。

## さわやか講座（中央公民館）

目標値		R6年度	R7年度	R8年度
専門講座	笑顔の体操	310	320	330
	カラダよかトレ	360	370	380
	折り紙	130	140	150
	スマホ・タブレット	500	500	500
	男性楽しくストレッチ体操	140	150	160
延べ参加者数（人）		1,440	1,480	1,520

## 若生学級（若宮分館）

目標値		R6年度	R7年度	R8年度
延べ参加者数（人）		610	620	630

## （2）老人クラブ活動支援事業 【健康福祉課・社会教育課】

高齢者福祉の向上や老人クラブの育成のために、自主的に組織された単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動等に対し、県や市の制度に基づいて補助金を交付しています。

## 【現 状】

多様化している生活スタイルやニーズなどにより、新たな会員の確保が困難になっていることや、会員の高齢化が進んでいることから、老人クラブ数、会員数が年々減少傾向となっています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
助成対象クラブ数	44	41	38
会員数（人）	2,344	1,998	1,825
補助金額（千円）	3,102	2,855	2,774

## 【評価と課題】

生きがいづくりや健康づくり、閉じこもり防止など、高齢者の活動の場として重要な役割を果たしています。

介護予防だけでなく高齢者相互の親睦を深める交流の場となっていますが、会員数が減少し、活動を停止するクラブも増えてきています。

【今後の取り組み】

会員の高年齢化が進む中、無理なく活動が継続できるよう活動内容などを見直していきます。また、新規会員確保のための啓発や広報などを行っていきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
助成対象クラブ数	38	38	38
会員数(人)	1,800	1,800	1,800

(3) シルバー人材センター助成事業 【健康福祉課】

臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、就業の機会の確保などを目的として組織された宮若・小竹シルバー人材センターに対し、国の制度に基づいて補助金を交付しています。

【現 状】

高齢者に対して地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に補助金を交付しており、令和3年度から令和5年度までの補助金額は毎年17,100千円(宮若市11,400千円、小竹町5,700千円)となっています。

【評価と課題】

高齢者に就業機会を提供するとともに、高齢者の技術、技能の開発やボランティア活動等といった高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供しているシルバー人材センターに対し、事業運営に必要な補助金を交付することで、高齢者の就業機会の確保や生きがいづくりに寄与しています。

【今後の取り組み】

補助金に対する事業の成果及び評価を行いながら、今後も継続して事業を行います。

## (4) 敬老祝金の支給 【健康福祉課】

多年にわたって社会に貢献された方々に敬意を表すとともに、長寿を祝福し、敬老の意を表すため、市内在住の88歳（米寿）、99歳（白寿）、100歳以上の高齢者に対し、敬老祝金を支給しています。

## 【現 状】

敬老の日が属する9月に、88歳、99歳、100歳以上の高齢者の方に敬老祝金を支給しています。また、新100歳になられる希望者の方には市長が訪問し、長寿をお祝いしています。

※令和5年度は9月1日現在

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
88歳（人）	189	199	203
99歳（人）	29	39	33
100歳以上（人）	47	56	61
合計（人）	265	294	297

## 【評価と課題】

対象者やその家族の方に大いに喜ばれています。

祝金の存在によって記念年齢を意識し、対象となった年に家族で祝賀を行ったという声もあり、「敬老の日」の意識付けに役立っています。

## 【今後の取り組み】

他市町村の状況も踏まえながら、今後事業を継続していきます。



「Ⅱ 生きがいづくり・社会参加の機会の充実」における目標指標のまとめ

1 ふれあい・交流の場づくり

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
社会福祉センター 運営事業	延べ入館者数 (人)	57,109	58,822	60,587	62,405	
社会福祉センター 無料入館券配布運営事業	入館券交付者数 (人)	430	440	450	460	
	延べ利用者数 (人)	3,000	3,100	3,200	3,300	

2 生きがいづくり

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
高齢者講座	延べ参加者数 (人)	2,009	2,050	2,100	2,150	
老人クラブ活動支援事業	助成対象 クラブ数	38	38	38	38	
	会員数 (人)	1,825	1,800	1,800	1,800	

### III 安全・安心な生活環境の充実

#### 現状と課題

近年、これまで経験したことがないような災害が全国各地で頻発しています。

実態調査結果によると、災害が起こった際の避難が難しい高齢者が4割近くおり、避難先がわからない方は3割以上と災害時の避難行動に大きな不安があります。また、災害時の情報伝達に不安を抱える人が多く、高齢者に正確な情報を素早く伝える方法を構築していく必要があります。いつ起こるかわからない災害に対し、行政と地域が連携し、高齢者の生命を守るための支援体制づくりを推進していかなければなりません。

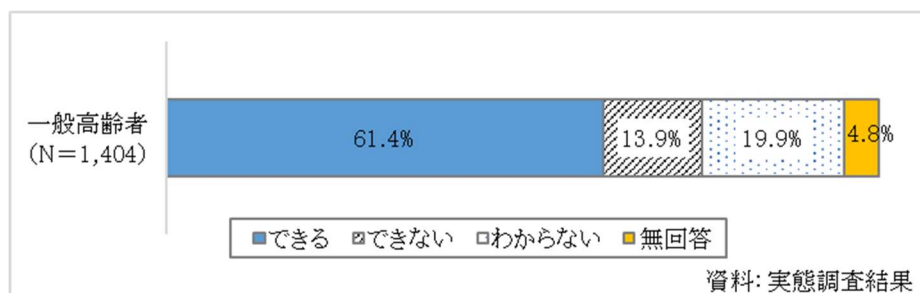
運転免許証を返納した高齢者は移動手段が限定されてしまうため、買い物や通院などに不便を感じている方が多くいます。民間の路線バスの廃止もあり、公共交通機関の対策と買い物利便性の向上は本市の喫緊の課題となっており、早急な対策が必要です。

在宅での生活を望む高齢者が多いことから、高齢者の身体機能の低下に応じた生活環境の整備が必要となっています。自宅、道路、公共施設などをバリアフリー化することにより、高齢者がより生活しやすい環境を整備していくことが重要です。

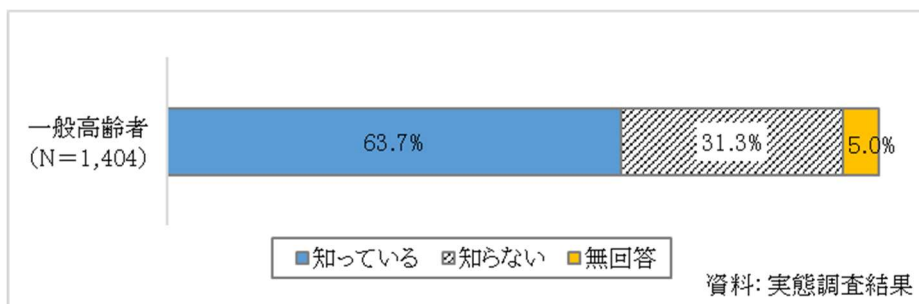
先端技術を利用してドライバーをサポートする車が増えたことにより交通事故全体の発生件数は減少傾向にあります。全国的に免許保有者の高齢化が進んでいます。高齢者が被害者にも加害者にもなることがないよう、高齢者の特性や加齢等に応じたきめ細やかな対策を講じる必要があります。

以上のことから、「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」「交通安全の推進」「防災・防犯対策の充実」「在宅生活困難者へのサービス確保」の4点を重点的に取り組むべき課題として、施策を展開します。

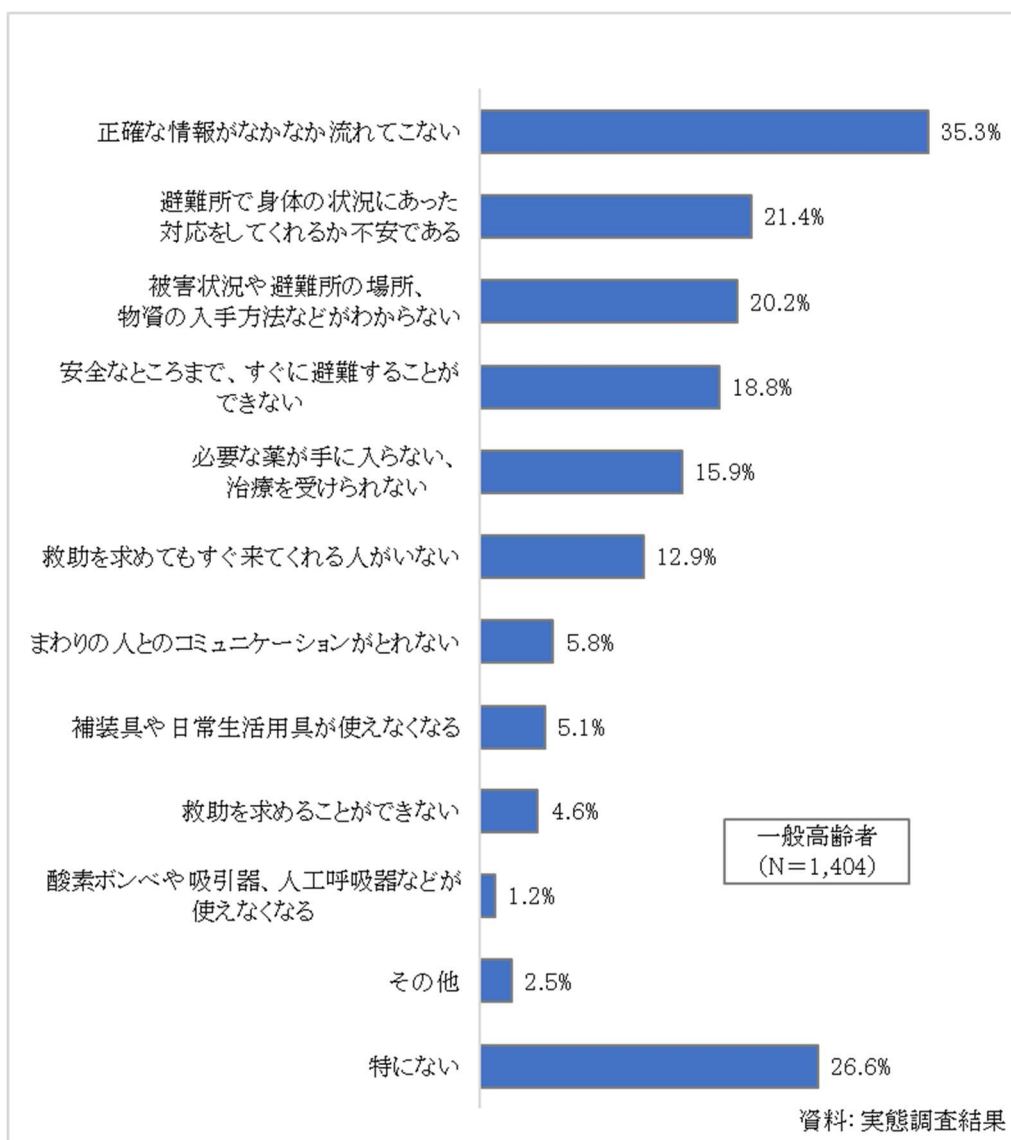
#### ■災害時にひとりで避難ができるか



■災害時の避難先を知っているか



■大きな災害が起きた場合に心配なこと



## 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

### (1) 高齢者に配慮した市営住宅の整備 【建築都市課】

令和3年度に策定した宮若市営住宅長寿命化計画に基づいて、高齢者に配慮した市営住宅の整備を推進しています。

#### 【現 状】

鍋田団地において、バリアフリーに対応した市営住宅として45戸を整備しています。また、築年数が経過し、古く老朽化した棟については用途廃止を進めています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
管理戸数(戸)	1,301	1,276	1,258

#### 【評価と課題】

現在の市営住宅は、多くの住宅において老朽化が著しく、高齢者に配慮した住宅としては不十分であるため、計画の見直しを行い整備の推進を図ります。

#### 【今後の取り組み】

現在の宮若市営住宅長寿命化計画に沿って管理戸数の適正化を図り、将来的な市営住宅の在り方を調査・研究し、高齢者に配慮した市営住宅の整備に向けて進めていきます。

(2) 高齢者住みよか事業 【健康福祉課】

介護保険法に定める住宅改修において支給限度額を超えており、非課税世帯に属する在宅の要支援・要介護高齢者に対し、高齢者に配慮した住宅に改造するための必要な経費を補助することにより、要支援・要介護高齢者の在宅での生活を支援するために実施しています。

【現 状】

在宅で生活する高齢者及びその介護者などの生活の質の向上を図り、広く在宅福祉を推進するために実施しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	2	2	2

【評価と課題】

高齢者が少しでも長く在宅で生活するために必要な事業であり、住環境を整えるために役に立っています。

【今後の取り組み】

在宅高齢者がより住みよい環境で生活できるよう、今後も継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数(人)	2	2	2

**(3) 住宅等改修補助金事業 【建築都市課】**

個人住宅及び地域公民館のバリアフリー化や水洗化に伴う改修工事などを、市内に本店がある施工業者によって行う場合に、工事費の10分の1に相当する金額（限度額10万円）を助成します。

**【現 状】**

快適な住環境の整備及び円滑な地域公民館活動の支援、並びに地域経済の活性化を図るために実施しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
個人住宅利用件数	27	17	25
地域公民館利用件数	0	0	2

**【評価と課題】**

毎年約25件程度の申請があり、市民の消費を促し、地域経済の活性化に寄与しています。また、公共下水道の加入率の向上及び合併浄化槽の設置の推進にも繋がっています。

**【今後の取り組み】**

市内居住者に対する住環境の整備を行い、住み続けたいと思うまちづくりを推進するとともに、市内に本店を有する中小企業の育成に繋がることから、継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
個人住宅利用件数	25	25	25
地域公民館利用件数	2	2	2

#### (4) 歩行空間の確保とバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【まちづくり推進課・建築都市課・土木建設課・教育総務課・社会教育課】

高齢者などが安心して歩行できるように、バリアフリー化した道路整備や歩行空間の確保に努め、多くの人々が利用する市役所をはじめとした公共建築物や関連施設などのバリアフリー化の促進を行うことで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

##### 【現 状】

高齢者などが外出する際の歩行空間については、車に危険を感じる事、道路の段差が多いこと、歩道に障害物が多いことなどの問題点が指摘されています。障がいの有無に関わらず、すべての歩行者の安全な通行を確保するため、バリアフリー新法の趣旨に沿ったまちづくりが求められています。公共施設の新設・改修の場合はバリアフリー新法を念頭に、誰もが使いやすい公共施設の建設に努めています。

##### 【評価と課題】

施設の新設・改修に併せバリアフリー化も徐々に図られています。

##### 【今後の取り組み】

道路について、道路の移動円滑化整備ガイドライン<sup>\*</sup>に合った歩行空間の確保に努め、歩道の整備や段差切り下げなど、高齢者にとって安全で快適に歩行できるようにバリアフリー化に努めます。

また、今後、学校施設、スポーツ施設、文化施設、コミュニティ施設などの公共建築物を新設・改修する際も同様にバリアフリー化に努め、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

<sup>\*</sup>道路の移動等円滑化整備ガイドライン：道路事業に携わる担当者が多様なニーズを実現する上で、ユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するため、道路の構造を理解し、「バリアフリー新法」及び「道路移動等円滑化基準」に基づき新設や改築だけではなく、様々な道路整備を行う際にも活用することを目的として一般財団法人「国土技術研究センター」により策定されたガイドライン。

## 2 交通安全の推進

### (1) 交通安全対策の推進 【健康福祉課・総務課】

市内における交通安全の保持の基本的な施策及びその適切な実施に努めるため、宮若市交通安全対策協議会を設置し、関係行政機関と関係団体との連絡などについて、協調を図っています。

また、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対して支援を行います。

#### 【現 状】

年2回開催されている宮若市交通安全対策協議会において、宮若市議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会などの関係団体が参加し、高齢者等の交通事故防止のための取り組みについて協議を行うとともに、老人クラブ連合会では毎月15日を「安全の日」と定め、交通安全教育及び交通安全運動の推進に取り組んでいます。

令和5年度より高齢者の交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対してタクシー利用券等の給付を開始しました。

#### 【評価と課題】

高齢者の交通事故防止に向けた取り組みなど、関係行政機関と関係団体との間で情報の共有が図られています。

#### 【今後の取り組み】

先進技術を利用してドライバーの認知・判断・操作をサポートする車が増えたことにより、交通事故の発生件数や死者数は減少傾向にありますが、75歳以上の免許保有者数が増加するなど、免許保有者の高齢化が進んでいます。そのような中、全国的に、高齢者の踏み間違いなどによる交通事故が問題となっています。高齢者の交通事故を防止する対策として、交通ルールを厳守すること、自分の運動能力の変化や判断力の低下などを正しく認識することなどが重要であり、今後も交通安全の啓発に努めます。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業の周知に努め、高齢者の免許返納を促し交通事故の減少を図ります。



(2) 高齢者安全装置搭載自動車購入促進事業

高齢者安全運転支援装置設置促進事業 【健康福祉課】

高齢者への安全装置搭載自動車の普及を促進することにより、安全運転意識の向上並びに交通事故の防止及び被害の軽減を図るため、安全装置搭載自動車を購入した高齢者及び安全運転支援装置を設置した高齢者に対し、補助を行います。

【現 状】

自動車購入促進事業は令和5年3月31日をもって事業が終了し、現在は安全運転支援装置設置促進事業のみ継続して行っています。安全運転支援装置設置促進事業については利用人数が増加していません。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
支援装置設置促進事業（件）	1	0	1
自動車購入促進事業（件）	2	37	

【評価と課題】

自動車購入促進事業については先進技術を搭載した自動車の購入を促進し、高齢者の交通事故の防止や被害の軽減に寄与しました。安全運転支援装置設置促進事業については、申請件数が少ないため十分に制度が活用されていない状況にあります。

【今後の取り組み】

現在制度として継続している安全運転支援装置設置促進事業の利用者数増加のために制度の周知を図り、高齢ドライバーの安全運転に対する意識の向上に努めます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
支援装置設置促進事業（件）	2	2	2

### 3 防災・防犯対策の充実

#### (1) 避難行動要支援者\*等の支援 【健康福祉課・総務課・子育て福祉課】

高齢者及び障がい者等の中で、災害発生時、特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿登載者一人ひとりに対しての個別避難計画を作成することで、災害時の避難を実効性あるものにします。

#### 【現状】

宮若市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、高齢者及び障がい者の中で、災害発生時、特に支援を要する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成することで、避難支援を円滑かつ迅速に行えるように努めています。

#### 【評価と課題】

今後も「避難行動要支援者名簿」の整備を継続し、災害時に地域や行政と連携がとれる体制を整備することが重要です。

#### 【今後の取り組み】

近年の災害では高齢者や障がい者が犠牲となる事例が増加しており、地域での支え合いが重要視されています。そのため、「避難行動要支援者名簿」に登載されている方々に対して、個別避難計画の作成を促進し、記載された情報を関係機関などと共有することで、災害時の避難を実効性あるものにします。

また、防災行政無線やエリアメールなど多様な情報伝達手段を用いて、迅速な防災情報や気象情報の発信に努めます。

※避難行動要支援者：平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

※共助：隣近所の助け合い、ボランティア、NPO等による支え合い

※公助：行政による支え

(2) 老人日常生活用具給付等事業 【健康福祉課】

在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図るために実施しています。

【現 状】

火災警報器、自動消火器、電磁調理器については給付、老人用電話については貸与を行っています。電磁調理器の給付や老人用電話の貸与はありますが、火災報知器と自動消火器はここ数年給付実績がありません。

※令和 5 年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
火災警報器 (件)	0	0	0
自動消火器 (件)	0	0	0
電磁調理器 (件)	3	1	3
老人用電話 (件)	30	31	30

※火災報知器、自動消火器、電磁調理器については給付件数  
老人用電話については各年度末時点の利用件数

【評価と課題】

電磁調理器については、火の始末に不安がある独居高齢者やその家族から評価を得ており、在宅生活を続けていく上での支援に役立っています。老人福祉電話は、携帯電話を持つことが困難な一人暮らしの高齢者の安否確認などで役立っています。

【今後の取り組み】

火災警報器や自動消火器については新規の実績はありませんが、高齢者が在宅の生活を継続する上での火災の不安を解消するものであり、電磁調理器、老人用福祉電話含めて今後も事業を継続します。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
火災警報器 (件)	1	1	1
自動消火器 (件)	1	1	1
電磁調理器 (件)	3	3	3
老人用電話 (件)	30	30	30

※火災報知器、自動消火器、電磁調理器については給付件数  
老人用電話については各年度末時点の利用件数

### (3) 防犯対策の実施 【総務課】

高齢者を狙った特殊詐欺※などを未然に防ぐために、年金支給日に行っている街頭防犯啓発活動を通して、最新の手口や状況について情報提供を行っています。

#### 【現 状】

人口・家族構造の変化など、高齢者をめぐる社会情勢が変化している中で、特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪が発生しています。犯罪への抵抗力を高めてもらうため、年金支給日には街頭防犯啓発活動を行っており、犯罪の最新の手口や状況に関する効果的な広報啓発及び情報提供を行っています。

#### 【評価と課題】

警察と協力しながら防犯活動に努めていますが、市内でも被害の報告があがっています。

#### 【今後の取り組み】

高齢者の犯罪被害を防止するため、引き続き年金支給日には街頭防犯啓発活動を通して、必要な防犯指導や情報の提供等を行い、被害者〇（ゼロ）を目指します。

また、防犯協会等の関係団体と協力し、特殊詐欺等に関する広報啓発活動や青色回転灯を装備した車両でのパトロール活動等を継続します。

※ 特殊詐欺：不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メール等を使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分けられる。

## 4 在宅生活困難者へのサービス確保

### (1) 地域優良賃貸住宅の助成 【建築都市課】

宮若市地域優良賃貸住宅制度に基づき、宮若市より地域優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者に対し、高齢者の居住の安定確保及び家賃の減額補助を実施しています。

#### 【現 状】

利用世帯数、補助金ともに同程度で推移しています。

※令和5年度は実績見込み、補助金は予算額

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用世帯数（世帯）	20	20	20
補助金（千円）	4,492	4,628	4,728

#### 【評価と課題】

令和4年度中に終息した高齢者向け優良賃貸住宅制度から地域優良賃貸住宅制度に移行して事業を実施し、高齢者が安心して生活できる居住環境を確保しています。

#### 【今後の取り組み】

今後も高齢者が安心して生活できる居住環境確保のために、継続して当該事業を実施することとしました。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用世帯数（世帯）	20	20	20

### (2) 養護老人ホームへの入所措置 【健康福祉課】

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、環境上の理由（家族や住居の状況などから、現在置かれている環境では在宅の生活が困難である場合）及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な人に対し、措置制度の中で入所支援を行う施設です。

#### 【現 状】

高齢者の増加に伴い、在宅において生活が困難な高齢者の相談は年々増えており、今後も要措置者の増加が予想されます。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
措置人数（人）	41	41	42
措置先（市内）	32	33	35
措置先（市外）	9	8	7

## 【評価と課題】

環境上や経済的な理由から在宅において生活が困難な高齢者を養護するため重要な事業と考えます。

## 【今後の取り組み】

今後も高齢者の増加が見込まれる中、在宅での生活が困難になる高齢者の増加も見込まれるため、継続して事業を実施します。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
措置人数（人）	42	42	42
措置先（市内）	35	35	35
措置先（市外）	7	7	7

## （3）生活支援ハウス運営事業 【健康福祉課】

生活支援ハウスは、市内に居住する、原則60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、家族による援助を受けることが困難な人に対し、相談支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

市内の社会福祉法人相生会に委託し、事業を運営しています。定員は10名となっています。

## 【現 状】

利用者数は同程度で推移しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人）	4	2	3

## 【評価と課題】

立地も良く、高齢者が安心して自立した生活ができる環境が確保されています。

【今後の取り組み】

高齢者が安心して生活できる環境を確保していくため、今後も継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	4	5	6

(4) 買い物利便性の向上 【産業観光課】

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中で、徒歩圏内に店舗のない地域では、自家用車や公共交通機関などの移動手段がない高齢者にとっては、日常の買い物が困難になっています。

買い物に不便を感じている高齢者の不安を解消するため、地域・行政・民間事業者が連携し、利便性の向上と生活基盤の確立を図ります。

【現 状】

移動販売・個別配送などの既存の社会資源について情報収集をしています。令和元年より民間事業者による移動販売が開始されたため、買い物が不便になっていた地域の利便性が向上しました。また、販売場所を適宜見直すことで更なる利便性の向上を図りました。

【評価と課題】

移動販売が開始したこと、また販売場所を見直すことにより、利便性は向上していますが、まだ、買い物が不便な地域も多くあり、対策が必要です。

【今後の取り組み】

移動販売・個別配送などにより、移動手段の乏しい地域の住民の購買行動を支援します。また、公共交通を確保することで店舗までの移動を可能にし、買い物に不便を感じている高齢者の買い物の利便性の向上を図ります。

(5) 生活交通の維持・確保 【産業観光課】

高齢者の増加に伴い、運転に不安を持つ高齢者が生活できる環境の整備が重要となっています。高齢者の移動手段としては公共交通機関が基本的に重要な役割を担っているため、今後も継続的に利用できる公共交通機関の維持・確保に向けて取り組みます。

## 【現 状】

市が運営する乗合バスや乗合タクシーと、路線バスに助成を行い、生活交通の確保をしています。また、令和3年1月から「AI デマンドタクシー（ふれタク）」の運行を開始し、市内各所への移動の利便性を図りました。

## 【評価と課題】

既存の乗合バス・路線バスに加え、「AI デマンドタクシー（ふれタク）」が運行を開始したことで、市内各所への移動手段を確保することができました。利用者数も増加していますが、利用方法の周知や乗降ポイントの見直しなどの課題も発生しています。

## 【今後の取り組み】

高齢者などの生活交通を確保するため、市が運営する乗合バス等や民間の路線バスの利用促進を図り、バス路線の維持に努めます。また、「AI デマンドタクシー（ふれタク）」の利用促進のため利用者のニーズを把握し、利用しやすい運行方法を検討します。



### 「Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実」における目標指標のまとめ

#### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
高齢者住みよか事業	利用者数 (人)	2	2	2	2	
住宅等改修補助金事業	個人住宅 利用件数 (件)	25	25	25	25	
	地域公民館 利用件数 (件)	2	2	2	2	

#### 2 交通安全の推進


施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
高齢者安全運転支援装置 設置促進事業	支援装置設置促 進事業(件)	1	2	2	2	

#### 3 防災・防犯対策の充実

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
老人日常生活用具 給付等事業	給付件数 (件)	33	35	35	35	

#### 4 在宅生活困難者へのサービス確保

施策項目	指標	現状	目標指数			
		R5	R6	R7	R8	
地域優良賃貸住宅の助成	利用世帯数 (世帯)	20	20	20	20	
養護老人ホームへの 入所措置	措置人数 (人)	42	42	42	42	
生活支援ハウス運営事業	利用者数 (人)	3	4	5	6	



## 第2章

### 介護保険によるサービス





## 1 居宅サービス

本市は福岡県介護保険広域連合に加入しており、介護保険給付サービスに関する事務処理などを広域連合で行っています。

居宅サービスとして実施しているサービスは以下のとおりとなっています。それぞれの事業について、要支援1・2の人を対象とした「介護予防給付事業」と、要介護1以上の人を対象とした「介護給付事業」があります。

①訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護・調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言などの必要な日常生活の世話をを行うサービスです。
②訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るサービスです。
③訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、病状が安定期にある人について、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すサービスです。
④訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、主治医の指示書に従って、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況と環境などを把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図るサービスです。
⑥通所介護	送迎バスなどによりデイサービスセンターなどに通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談などへの助言など、日常の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。
⑦通所リハビリテーション	病状が安定期にある人について、送迎バスなどにより介護老人保健施設、医療施設などに通い、主治医の指示書に基づいて、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図るサービスです。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所（連続した利用は30日までが上限）し、入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練などを行い、心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
⑨短期入所療養介護	病状が安定期にある人について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護・医学的管理下における介護や機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

⑩ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム※、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者へ特定施設サービス計画に基づき、施設職員が入浴・排せつ・食事などの介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活ができるようにするサービスです。
⑪ 福祉用具貸与	車椅子やベッドなど福祉用具の貸与を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。
⑫ 特定福祉用具販売	排せつや入浴に使われる用具などレンタルになじまない特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）を販売し、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに介護者の負担軽減を図るサービスです。
⑬ 住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を対象として、工事費の助成をするサービスです。

※ 有料老人ホーム：有料老人ホームには、以下の3種類がある。

- 【住宅型】生活支援などのサービスがついた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合には入居者の選択により地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながらその有料老人ホームの居室での生活が続けられる。
- 【介護付】介護などのサービスがついた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合にはその有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護の介護サービスを利用しながらその有料老人ホームの居室での生活が続けられる。また、介護が必要になった場合に外部のサービス事業者の介護サービスを利用する外部サービス利用型があり、介護付有料老人ホームには、この2種類がある。
- 【健康型】食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合には退去することになる。

## (1) サービスの現状

直近3年間の伸びをみると、介護給付では⑥通所介護、⑧短期入所生活介護、⑩特定入所者生活介護を除き、サービス給付は増加傾向にあります。予防給付では、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑧短期入所生活介護を除き、サービス給付は減少傾向にあります。

(年間)

		介護給付			予防給付		
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
①訪問介護	件数	2,553	2,570	2,651			
	給付費(円)	103,621,375	98,161,492	114,358,801			
②訪問入浴介護	件数	117	152	187	5	9	1
	給付費(円)	8,298,425	10,553,610	12,697,800	167,211	268,830	57,177
③訪問看護	件数	601	599	754	117	123	132
	給付費(円)	29,209,231	31,676,857	40,312,936	3,247,292	3,270,431	3,751,443
④訪問リハビリテーション	件数	169	218	230	43	56	78
	給付費(円)	8,871,395	9,744,204	11,363,391	2,235,603	2,589,410	3,156,282
⑤居宅療養管理指導	件数	1,960	2,307	2,397	137	233	271
	給付費(円)	16,222,409	17,669,627	18,222,072	744,219	1,401,273	1,716,975
⑥通所介護	件数	2,387	2,329	2,161			
	給付費(円)	283,751,578	274,318,484	228,535,065			
⑦通所リハビリテーション	件数	1,857	2,067	2,174	2,298	2,464	2,345
	給付費(円)	163,833,019	173,413,896	179,786,025	66,204,848	73,235,818	66,350,181
⑧短期入所生活介護	件数	253	239	231	19	30	43
	給付費(円)	22,918,654	21,213,886	20,299,223	722,961	1,418,670	2,452,127
⑨短期入所療養介護	件数	103	126	125	7	9	6
	給付費(円)	5,897,257	8,407,557	7,845,574	230,733	245,817	188,325
⑩特定施設入所者生活介護	件数	1,502	1,498	1,462	315	246	240
	給付費(円)	280,259,208	279,838,355	280,970,736	22,173,571	18,496,569	16,192,516
⑪福祉用具貸与	件数	4,768	4,885	5,184	2,995	2,972	2,774
	給付費(円)	50,946,631	50,431,908	52,886,341	13,963,635	14,244,750	12,725,965
⑫特定福祉用具販売	件数	55	67	63	38	47	41
	給付費(円)	2,201,062	2,514,106	2,297,262	1,024,399	1,239,534	946,912
⑬住宅改修費の支給	件数	83	83	86	67	85	80
	給付費(円)	5,725,704	6,419,855	6,175,127	6,273,907	7,227,273	5,950,214

資料) 福岡県介護保険広域連合

(2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による居宅サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

		標準的居宅サービス等サービス量			標準的介護予防サービス等サービス量		
		R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
①訪問介護	件数	2,388	2,340	2,316			
②訪問入浴介護	件数	216	204	204	0	0	0
③訪問看護	件数	816	792	792	132	132	132
④訪問リハビリテーション	件数	324	324	324	60	60	60
⑤居宅療養管理指導	件数	2,016	1,980	1,968	156	156	156
⑥通所介護	件数	2,268	2,220	2,184			
⑦通所リハビリテーション	件数	2,136	2,112	2,100	2,112	2,124	2,100
⑧短期入所生活介護	件数	168	168	168	48	48	48
⑨短期入所療養介護	件数	108	108	108	12	12	12
⑩特定施設入居者生活介護	件数	1,536	1,512	1,500	180	180	180
⑪福祉用具貸与	件数	4,944	4,860	4,812	2,604	2,628	2,604
⑫特定福祉用具販売	件数	36	36	36	60	60	60
⑬住宅改修	件数	48	48	48	72	72	72

資料) 福岡県介護保険広域連合

※予防給付のうち、①訪問介護、⑥通所介護は平成30年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行。

## 2 地域密着型サービス

地域密着型サービス\*として、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。要支援1・2の人を対象とした「介護予防給付事業」と、要介護1以上の人を対象とした「介護給付事業」があります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的な巡回訪問や、利用者からの通報を受けての随時訪問を行い、24時間安心して在宅生活を送れるように支援するサービスです。
②夜間対応型訪問介護	要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、夜間に定期的に巡回または通報により、介護福祉士などの訪問介護員が訪問して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活できるように援助を行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、グループホーム（共用型）などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認など、日常生活上の世話、機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
④小規模多機能型居宅介護	入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活が営めるよう、登録された高齢者を対象に、利用者の様態や希望に応じ、通所を中心とし、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する居宅における生活の維持を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者に対し、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域の住民との交流を行い、入浴・排せつ・食事など、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活が営めるように支援するサービスです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどで、入居者が要介護者と配偶者などに限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。 要介護者である入居者に、入浴・排せつ・食事などの介護、洗濯・掃除などの家事、生活相談・助言、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行い、地域密着型特定施設で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援するサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29人以下の特別養護老人ホームです。 できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指すサービスです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供し、医療ニーズの高い要介護者の日常生活を支援するサービスです。
⑨地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）です。送迎バスなどによりデイサービスセンターなどに通い、当該施設において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活相談などへの助言など、日常の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。

\* 地域密着型サービス：高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を続けられるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。原則として宮若市内にあるサービス提供事業所で、宮若市民のみがサービスを利用できる。



(1) サービスの現状

直近3年間の伸びをみると、介護給付では①認知症対応型通所介護は年々減少しており、その他のサービスはいずれも同程度で推移しています。予防給付では②小規模多機能型居宅介護は年々減少している一方で、③認知症対応型共同生活介護は増加しています。

		介護給付			予防給付		
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
①定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	件数	27	30	27			
	給付費 (円)	4,829,823	3,947,979	4,348,108			
②認知症対応 型通所介護	件数	64	74	55	4	0	2
	給付費 (円)	5,627,546	6,131,181	4,187,021	92,466	0	55,440
③小規模多機 能型居宅介護	件数	225	213	214	75	63	58
	給付費 (円)	40,491,426	39,259,873	39,074,412	4,084,632	3,773,661	3,525,138
④認知症対応 型共同生活介 護	件数	2,355	2,373	2,303	46	47	51
	給付費 (円)	578,285,332	579,902,244	564,383,731	10,230,118	10,511,822	10,342,233
⑤認知症対応 型共同生活介 護（短期利用）	件数	1	2	3	0	0	1
	給付費 (円)	18,702	105,228	124,335	0	0	15,876
⑥地域密着型 通所介護	件数	1,159	1,206	1,176			
	給付費 (円)	111,098,504	115,282,533	106,691,838			

(年間)

※実施事業のみ掲載

資料) 福岡県介護保険広域連合

## (2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による地域密着型サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

		標準的居宅サービス等サービス量			標準的介護予防サービス等サービス量		
		R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件数	0	0	0			
②認知症対応型通所介護	件数	36	36	36	0	0	0
③小規模多機能型居宅介護	件数	204	204	204	24	24	24
④認知症対応型共同生活介護	件数	2,280	2,256	2,244	12	12	12
⑤看護小規模多機能型居宅介護	件数	0	0	0			
⑥地域密着型通所介護	件数	1,128	1,104	1,104			

資料) 福岡県介護保険広域連合

※要支援1・2の人の地域密着型通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業での利用となる。

### 3 居宅介護支援・居宅介護予防支援

居宅介護支援・居宅介護予防支援として、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。要支援1・2の人を対象とした「居宅介護予防支援」と、要介護1以上の人を対象とした「居宅介護支援」があります。

居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスであり、要介護と認定された高齢者が居宅介護サービス、地域密着型サービス、居宅で生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスが適切かつ総合的に利用できるよう、心身の状態や環境の課題分析を行い、家族、本人の希望に基づいた内容の介護サービス計画を策定します。また、適切なサービス提供が確保されるようサービス事業者などと連絡調整を行い、介護保険施設などへの入所が必要な場合は紹介を行います。
居宅介護予防支援	地域包括支援センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスであり、要支援と認定された高齢者が、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防に資する保健・医療・福祉サービスが適切かつ総合的に利用できるよう、心身の状態や環境の課題分析を行い、家族、本人の希望に基づいた内容の介護予防サービス計画を策定します。また、適切なサービス提供が確保されるようサービス事業者などと連絡調整を行うサービスです。

#### (1) サービスの現状

直近3年間のサービス利用件数についてみると、居宅介護支援は増加している一方で、居宅介護予防支援は減少しています。

(年間)

	実績値	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護支援	件数	6,889	7,060	7,230
	給付費(円)	91,238,972	98,449,886	97,245,137
居宅介護予防支援	件数	4,345	4,315	4,167
	給付費(円)	19,034,040	19,351,400	18,611,460

資料) 福岡県介護保険広域連合

#### (2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による居宅介護（予防）支援の推計結果は以下のとおりとなっています。

(年間)

	見込み値	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護支援	件数	7,152	7,032	6,972
居宅介護予防支援	件数	4,044	4,080	4,032

資料) 福岡県介護保険広域連合

## 4 介護保険施設サービス

介護保険施設サービスとして、福岡県介護保険広域連合で実施しているサービスは以下のとおりとなっています。令和2年8月現在、市内において、①介護老人福祉施設は4か所（定員210人）、②介護老人保健施設は3か所（定員199人）、③介護療養型医療施設は1か所（定員8人）開設されています。④介護医療院は令和元年度より市内1か所（定員90人）が介護療養型医療施設から転換されました。

①介護老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホームのうち入所定員30人以上の施設）は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。
②介護老人保健施設	介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、自宅に戻ることを目標としたサービスです。
③介護療養型医療施設	介護療養型医療施設（療養型病床群）は、病状が安定している長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の支援及び機能訓練や必要な医療を、療養型病床群を持つ病院により行うサービスです。
④介護医療院	介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

(1) サービスの現状

直近3年間の伸び率をみると、③介護療養型医療施設を除き、いずれの施設も令和3年度は増加していますが、令和4年度には減少しています。なお、③介護療養型医療施設は他の施設に転換されたため、令和4年度の実績は0件となっています。

(年間)

	実績値	R2年度	R3年度	R4年度
①介護老人福祉施設	件数	1,587	1,634	1,610
	給付費(円)	382,663,944	399,002,373	390,859,589
②介護老人保健施設	件数	1,975	2,102	1,996
	給付費(円)	555,685,308	599,017,719	574,193,156
③介護療養型医療施設	件数	99	45	0
	給付費(円)	25,975,406	3,957,088	0
④介護医療院	件数	646	678	577
	給付費(円)	249,270,706	246,285,350	219,042,823

資料) 福岡県介護保険広域連合


(2) 今後の見込み

福岡県介護保険広域連合による施設サービスにおける事業ごとの推計結果は以下のとおりとなっています。

(年間)

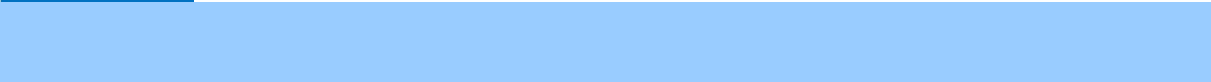
	見込み値	R6年度	R7年度	R8年度
①介護老人福祉施設	件数	1,644	1,644	1,644
②介護老人保健施設	件数	1,980	1,980	1,980
③介護療養型医療施設	件数			
④介護医療院	件数	528	528	528

資料) 福岡県介護保険広域連合



# 第3章

## 関係団体などの福祉サービス





## 1 社会福祉協議会

### (1) 寝具洗濯乾燥サービス事業

介護保険の認定を受けている人または同等の人を対象として、年1回（7月～9月）一世帯2枚まで寝具の洗濯乾燥を実施しています。

#### 【現 状】

民生委員にとりまとめを依頼し、専門業者に委託して、集配によるサービスを実施しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
利用世帯数（世帯）	132	124	114
洗濯枚数（枚）	236	233	209

#### 【評価と課題】

高齢者世帯向けの福祉サービスとして定着しており、利用者から大変喜ばれています。また、民生委員に声かけととりまとめをお願いして実施しているため、地域の状況把握にもつながっており、要援護高齢者の早期発見にもつながっています。

#### 【今後の取り組み】

事業の利用者から好評を得ており、今後も継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
利用世帯数（世帯）	114	114	114
洗濯枚数（枚）	209	209	209



## (2) 福祉機器貸与事業

足が不自由な人を対象に、通院・旅行・冠婚葬祭などの必要なときに、短期間車イスを貸し出しています。

## 【現 状】

骨折や病気、加齢により長時間の歩行困難な方が、通院・外出・旅行などで、短期間利用しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
貸与件数（件）	54	93	75

## 【評価と課題】

自走用、介助用の2種類の車イスを準備し、要望にに応じているため、大変喜ばれています。

また、介護保険等、他制度が利用できる人はそちらが優先となりますが、やむを得ない場合は貸出をしています。

## 【今後の取り組み】

今後も利用者のニーズに応じていけるよう継続して事業を実施していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
貸与件数（件）	90	95	100

## (3) ふれあい電話

70歳以上の昼間独居等、孤立しがちな高齢者を対象として、社会福祉センターから週2回電話による声かけを実施しています。

## 【現 状】

希望者は、地域の民生委員を通じて申請し、ボランティアから、ひとり暮らし等、孤立しがちな高齢者を対象に、電話による声かけを行っています。

電話による声かけ、安否の確認、会話を通して、孤立と不安解消の効果が大きくなっています。

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
人数（人）	13	17	17

## 【評価と課題】

親身になっての定期的な電話による声かけは、単身高齢者の不安解消に大いに役立っています。

## 【今後の取り組み】

サービス利用者が減少傾向にあるため、民生委員に依頼し利用者の増加を図っていきます。また、高齢者のニーズに対応したサービスを展開していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
人数(人)	20	20	20

## (4) ボランティアセンター運営事業

各種ボランティア活動に対する支援、啓発、養成と登録の推進、ボランティアを必要とする人への派遣など、市民活動の推進を図っています。

## 【現 状】

ボランティアコーディネーターを配置し、新たなボランティアの組織化やコーディネーターの充実などボランティア活動の推進を図っています。また、ボランティア入門講座などによる新たなボランティアの養成やスキルアップ講座などによる活動の質を高める取り組みなどを進めています。

## ◆ボランティア活動センター登録団体一覧◆

※令和5年10月現在

番号	団体グループ名	活 動 内 容
1	あったかサロンボランティア	あったかサロンの支援
2	アロハフラメイツ	フラダンスによる施設訪問
3	おばんばあ〜ず	手作り童話劇
4	くまのこ文庫	本の読み聞かせ、本の貸し出し、子ども向けイベントの企画・開催(七夕会、クリスマス会など)
5	こだまの会	障がい者支援、イベント支援
6	サロンすこやかグループ	あったかサロンの弁当作り
7	なおみの会第2作業所	地域社会との交流、障がい者の就労支援、各種行事での手芸品等の販売
8	ブルメリア フラ サークル	フラダンス
9	ふれあい電話	電話による話し相手
10	老人クラブ連合会ふれあい訪問部会	ふれあい訪問活動、日常生活支援
11	みやわか健康隊	健康体操を地域のサロンなどに参加して広める
12	育ちと学びの応援団	学習支援

※令和5年10月現在

番号	団体グループ名	活動内容
13	宮若市図書館友の会	宮若市の歴史や文化を伝える活動
14	宮若手話の会「たけのこ」	手話通訳、手話学習
15	宮若川づくり交流会	犬鳴川流域環境保全
16	こだま子ども合唱団	わらべうた遊び、コーラス
17	山口読書会	絵本の読み聞かせ、シニアサロン向けパネルシアター制作・上演
18	子育てサポートクラブ つくしんぼ	子育てサポート、フリーマーケット
19	車イスレクダンス協会	車イス利用者障がい者高齢者、学校福祉授業などで車イスを利用したレクダンスを行う
20	子育て連絡協議会きらりん	リユースの片付け、子育てイベント開催舞踊
21	身体障害者福祉協会	障がい者支援、行政・社協、公的な地域で活動、福祉などのレクリエーション
22	わかみや点訳サークル 「ふぁみりい」	点訳、アイマスク指導
23	藤晴会	古典舞踊、歌謡曲、その他
24	翔幻会	舞踊、歌
25	虹の会	廃油石けん作り
26	飯之倉環境美化協議会	草刈、除草
27	風の子文庫	朗読、食育、講演、司会
28	睦会	舞踊
29	和の調べ妙音	筑前琵琶、大正琴の演奏・指導、人生訓の講演
30	直鞍広消会	防災・防火に関する訓練、研修会支援活動
31	江戸風流ことぶきの会	和太鼓、踊り、三味線
32	琴城流大正琴宮田教室	大正琴による施設慰問
33	藤柳会	舞踊
34	南小朗読グループ	本の読み聞かせ
35	木立の風	コカリナ演奏
36	ガンバローズ	懐メロ演奏
37	ゆいまーるサークル	分野指定なし
38	えくぼの会	小物製作ボランティア
39	鞍手龍徳高校ボランティア部	ボランティア活動、リコリス子どもまつり、直方市福祉まつりなど
40	生見子供見守り	生見地区の小中学生登下校の見守り
41	みやわかこども食堂 ネットワーク	毎月第4土曜日 開催

団体 41

個人ボランティア

学習支援、芸能、福祉活動など

## 【評価と課題】

各種ボランティア活動に対する支援、啓発、養成など、ニーズに適したボランティア活動の推進に寄与しています。

また活動に対して、一部助成によるボランティア活動保険に加入することで、活動しやすい環境づくりを行い、市民参加のまちづくりを広めています。

## 【今後の取り組み】

市民ニーズに適した活動を行うため、養成講座などを充実し、ボランティア登録を進め、活動を支援していきます。

## (5) 地域福祉会設置推進事業

自治会における小地域の見守り活動、介護予防や子育てサロン、福祉マップづくり、ボランティア活動などの福祉活動を推進するため、福祉会の設置を推進しています。

## 【現 状】

市全体や中学校区別での地域福祉座談会を開催して、関係する皆さんの地域福祉に対する意識づくりを図っています。また、各自治会において、小地域の福祉の取り組みを進めています。

その結果、福祉会や福祉委員の設置、自主的ないきいきサロン活動などの取り組みが年々増加しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
設置地区数（地区）	21	21	18

## 【評価と課題】

地域の意識の高まりにより、設置地区数は増加傾向となっています。そして、自主的なサロン活動やネットワークの取り組みが始まるなど、地域の福祉活動の輪が広がっています。

## 【今後の取り組み】

自治会ごとの座談会を開催しながら、地域住民の福祉に対する理解と認識を深め、福祉委員や福祉会の設置、サロン活動などを積極的に働きかけます。また、その活動を充実させることによって、関係機関と連携した地域ネットワークの構築を図ります。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
設置地区数（地区）	20	22	24

## (6) 福祉委員の設置

要援護高齢者をいち早く発見して、問題を提起し、自治会長・民生委員・行政などの関係機関と連携して支援体制を作っていくためのパイプ役として、自治会ごとに福祉委員を設置しています。

## 【現 状】

福祉委員の設置自治会数は年々増加し、全 78 自治会のうち 66 自治会と8割以上に福祉委員を委嘱し、見守り活動を行っています。

※各年4月現在

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
福祉委員数（人）	355	335	317

## 【評価と課題】

民生委員、地域福祉会などと連携し、要援護高齢者の早期発見や関係機関への連絡、協働による取り組みなどにより、小地域福祉活動の要として活動しています。

## 【今後の取り組み】

全自治会設置へ向けて取り組み、その活動においても、より効果的な活動ができるように研修体制などを充実させます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
福祉委員数（人）	320	330	340

## (7) いきいきサロンの支援

心身ともに元気を保つために、地域の公民館などにおいて、閉じこもりがち  
な高齢者の社会参加を通して、生きがい活動と健康づくりを進めていくこと  
を目的に開催されるいきいきサロンを支援しています。

## 【現 状】

各自治会により、地域の実情に合った取り組みが進んでいます。また、内容も市の  
出前講座やボランティアの活用、レクリエーションなど、介護予防を基本とした楽し  
い企画により、定期的に催されています。新しく取り組みをする自治会につきましては、  
指導員派遣を行っています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
定例的な実施自治会数	9	14	17

## 【評価と課題】

参加者は、参加することに意義と喜びを感じており、閉じこもり等の介護予防と  
なっています。

また、案内などを手配りしている地域もあり、訪問することで、安否の確認にもつ  
ながっています。

## 【今後の取り組み】

全自治会で取り組みが実施されるよう支援していきます。またサロンにより介護  
予防と地域の見守りを推進します。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
定例的な実施自治会数	20	22	24

## (8) 心配ごと相談・弁護士無料法律相談の実施

月1回弁護士による法律相談を実施しています。また、常時、市民からの心  
配ごと相談を受け付け、関係機関と連携して解決に向けて取り組んでいます。

## 【現 状】

毎回6名を限度として弁護士による無料法律相談を開催し、財産や債務問題など  
法律的な相談に応じています。また、心配ごと相談は常時、職員が対応し、福祉サー  
ビスなどは関係機関につなぎ対応しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
弁護士無料法律相談 延べ件数（件）	20	25	30

## 【評価と課題】

相談事業について周知を図り、心配ごとに対し、気軽に相談できる場所として、広く活用されています。

## 【今後の取り組み】

相談内容についての的確に応じられるように、相談マニュアルの作成や新たな仕組み作りを検討します。関係機関と連携するなど、事業の充実を図るとともに、幅広く周知を行います。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
弁護士無料法律相談 延べ件数（件）	36	36	36

## (9) 移送支援

車イスを使用している人に、リフトカーと小型の車イス移送車及び軽自動車の助手席リフトアップ車の貸出をすることで、外出を支援しています。

## 【現 状】

車イスで生活している人の通院や冠婚葬祭、リフレッシュのための外出などで、無料（ガソリン代は実費）で利用できるため、大変喜ばれており、閉じこもりを防ぎ、社会参加の支援につながっています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用回数（回）	52	111	150

## 【評価と課題】

車イスを使用している人が車イスのまま容易に乗れる車は、介護者の負担を軽減し、外出の機会を広げており、利用者に大変喜ばれています。

## 【今後の取り組み】

現在、運転は家族あるいは利用者の知人がしていますが、今後運転ボランティアの登録を進め、運転する人がいなくても気軽に利用できるシステムづくりに取り組みます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
延べ利用回数（回）	160	170	180



## 2 シルバー人材センター

### (1) 宮若・小竹シルバー人材センターによる就労支援

定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、その他の軽易な就業の機会を提供する就労支援を行っています。また、草刈りや剪定など従来の就業職種以外にも、施設管理や家事支援、ワンコイン事業など時代のニーズに対応した多岐にわたる就業を行い、地域福祉の向上に努めています。さらに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上と活性化に貢献しています。

#### 【現 状】

単身高齢者などを対象とした家事援助などのワンコインサービスを提供しています。また、社会問題となっている空き家・空き地の見回りサービスの提供や、会員の就労支援にも努めています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
就労実員数（人）	228	218	230
就労延べ人数（人）	23,405	22,654	25,000

※各年3月末現在

実績値	R3年	R4年	R5年
会員数（人）	234	218	234
宮若市（人）	191	180	193
小竹町（人）	43	38	41

#### 【評価と課題】

高齢者に軽易な業務などの就業機会を確保するとともに生きがいづくりに寄与しています。

#### 【今後の取り組み】

福岡県シルバー人材センター連合会の「シルバー事業推進計画」と当センターの「中期計画」に基づき、公益社団法人としてシルバー事業の推進と安定的な運営を目指します。

また、団塊の世代の大量退職に伴い、今後も新たな事業の拡大と会員のニーズに合った就業機会の確保に努めます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
就労実員数（人）	240	250	260
就労延べ人数（人）	25,500	26,000	26,500

※各年3月末現在

目標値	R6年	R7年	R8年
会員数（人）	244	254	264
宮若市（人）	200	207	214
小竹町（人）	44	47	50

### 3 老人クラブ連合会

#### (1) 高齢者ふれあい訪問事業

高齢者相互の支援活動として、高齢者支援活動員による声かけや日常的な支援を行っています。

#### 【現 状】

宮若市内 48 老人クラブの内、34 クラブで取り組みがなされ、地区、ブロックごとで2か月1回ケース検討を兼ねた連絡会を開催し、必要に応じ民生委員、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等関係機関との情報交換をしながら、きめ細かな見守り活動を続けています。

※令和5年度は実績見込み

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
支援活動員数（人）	125	112	103

#### 【評価と課題】

各老人クラブで要援護高齢者\*世帯の台帳を作成し、随時更新しながら、それに沿って、話相手や相談相手だけでなく、日常生活の援助や技術や経験を生かした援助を行うことにより、高齢者の生活不安を解消し、安心安全な地域づくりに寄与しています。

#### 【今後の取り組み】

全老人クラブで取り組みが実施されるよう、今後も事業拡大に向けて支援していきます。また、研修などを充実させ、活動内容を拡充し、高齢者相互の支援活動を推進していきます。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
支援活動員数（人）	100	100	100

※ 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。

## (2) 健康づくり介護予防活動

グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会、いきいきクラブ体操の普及促進など、高齢者の健康づくりを進めています。

## 【現 状】

講習会や競技会などを開催しながら、健康づくりの一環として、スポーツ活動の普及に向けて、取り組んでいます。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部未実施

実績値	R3年度	R4年度	R5年度
グラウンドゴルフ参加者数（人）	未実施	169	140
ゲートボール参加者数（人）	未実施	40	40
ペタンク参加者数（人）	53	77	0
女性部グラウンドゴルフ参加者数（人）	未実施	雨天中止	中止
ミニ運動会参加者（人）※隔年			100

※女性部グラウンドゴルフは令和5年度で終了

## 【評価と課題】

グラウンドゴルフは、愛好者も増え、大会には多数参加されており、ゲートボールとともに気軽にできる高齢者のスポーツ活動として定着してきました。

## 【今後の取り組み】

介護予防を進めるためにも高齢者一人ひとりの健康づくりが大切であるため、今後もより多くの参加者を得ることができるよう、事業の充実を図ります。

目標値	R6年度	R7年度	R8年度
グラウンドゴルフ参加者数（人）	150	150	150
ゲートボール参加者数（人）	40	40	40
ペタンク参加者数（人）	50	50	50
ミニ運動会参加者（人）※隔年		100	

## 「Ⅲ 安全・安心な生活環境の充実」における目標指標のまとめ

### 1 社会福祉協議会

施策項目	指標	現状		目標指数	
		R5	R6	R7	R8
寝具洗濯乾燥サービス事業	利用世帯数（世帯）	114	114	114	114
	洗濯枚数（枚）	209	209	209	209
福祉機器貸与事業	貸与件数（件）	75	90	95	100
ふれあい電話	人数（人）	17	20	20	20
地域福祉会設置推進事業	設置地区数（地区）	18	20	22	24
福祉委員の設置	福祉委員数（人）	317	320	330	340
いきいきサロンの支援	実施自治会数	17	20	22	24
心配ごと相談・弁護士無料法律相談の実施	相談延べ件数（件）	30	36	36	36
移送支援	延べ利用回数（回）	150	160	170	180

### 2 シルバー人材センター

施策項目	指標	現状	目標指数		
		R5	R6	R7	R8
宮若・小竹シルバー人材センターによる就労支援	就労実員数（人）	230	240	250	260
	就労延べ人数（人）	25,000	25,500	26,000	26,500
	会員数（人）	234	244	254	264
	うち宮若市会員数（人）	193	200	207	214

### 3 老人クラブ連合会

施策項目	指標	現状	目標		
		R5	R6	R7	R8
高齢者ふれあい訪問事業	支援活動員数（人）	103	100	100	100
健康づくり介護予防活動	参加者数（人）	280	240	340	240

# 第4章

## 計画推進のための体制整備



## 1 計画推進のための体制整備

### (1) 庁内の推進体制

本計画で対象とする高齢者福祉行政分野は、範囲が広く多岐に渡るため、関係する庁内部局と連携を図りながら、計画の推進に取り組みます。

### (2) 宮若市高齢者福祉推進協議会の開催

本計画の策定に係る事務及び計画に定める施策やサービスの実行性を高めるため、常設の協議会として「宮若市高齢者福祉推進協議会」を設置しています。

毎年、この協議会に計画の進捗状況を報告し、点検・評価を実施しています。

### (3) 関係機関及び関係団体との連携

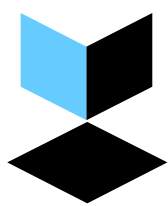
介護保険制度の円滑な運営の確保の推進を図るために、福岡県、福岡県介護保険広域連合などとの連携の強化に努めます。

また、介護保険以外の高齢者福祉の推進を図るために、宮若市教育委員会、宮若市民生委員児童委員協議会、宮若市社会福祉協議会、宮若市自治会長会、宮若・小竹シルバー人材センター、宮若市老人クラブ連合会、宮若市ボランティア団体連絡協議会、ボランティア団体などとの連携の強化に努めます。

### (4) 計画の公表

本計画について、広報紙や市公式ホームページで広く計画内容の周知を図ります。





# 參考資料



平成 18 年 2 月 11 日

規則第 45 号

(設置)

第 1 条 本市における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るため、宮若市高齢者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要な意見の具申等を行う。

(1) 宮若市高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定等に関する事項

- ア 福祉計画の策定に関する事項
- イ 福祉計画の遂行状況に関する事項
- ウ その他福祉計画に関する事項

(2) 宮若市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営等に関する事項

- ア センターの設置等に関する事項
- イ センターの運営に関する事項
- ウ センターの職員確保に関する事項
- エ 地域包括ケアに関する事項
- オ その他センターに関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会長 2 人
- (2) 民生委員 2 人
- (3) 社会福祉協議会の役員又は職員 1 人
- (4) 地域公民館長 1 人
- (5) 老人クラブ連合会の役員 2 人
- (6) シルバー人材センターの役員又は職員 1 人
- (7) ボランティア連絡協議会の役員 1 人
- (8) 食生活改善推進会の役員 1 人
- (9) 医師 1 人
- (10) 学識経験を有する者 1 人
- (11) 公募による市民 1 人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても委員が本来の職を離れたときは、委員の任を解かれたものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 協議会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の会議に必要があるときは、会長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高齢者福祉に関する事務の担当課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月11日から施行する。

(この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期)

2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成20年11月25日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月5日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第17号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 12 号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日規則第 13 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 19 日規則第 1 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宮若市高齢者福祉計画推進協議会規則の規定により委嘱されている委員は、改正後の宮若市高齢者福祉推進協議会規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 11 号）  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 24 日規則第 28 号）  
（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の宮若市高齢者福祉推進協議会規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第 4 条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する改正後の規則第 3 条第 2 項第 1 1 号に規定する委員の任期は、令和 4 年 1 1 月 3 0 日までとする。

## 宮若市高齢者福祉推進協議会 委員名簿

所属名	氏名	役職名	備考
自治会長会	オノ ヒロユキ 小野 裕幸		1号委員 自治会長
自治会長会	ノダ コウイチ 野田 浩一		1号委員 自治会長
宮若市民生委員児童委員協議会	オオムラ アキヒコ 大村 昭彦		2号委員 民生委員
宮若市民生委員児童委員協議会	アリヨシ カツシ 有吉 勝志		2号委員 民生委員
社会福祉法人宮若市社会福祉協議会	アリヨシ ミツヒコ 有吉 光彦	副会長	3号委員 社会福祉協議会の役員又は職員
地域公民館連絡協議会	イシハラ マサヒロ 石原 正博		4号委員 地域公民館長
老人クラブ連合会	ウケバ ヒロノリ 釜場 弘則	会長	5号委員 老人クラブ連合会の役員
老人クラブ連合会	マスマ ツヨシ 眞角 毅		5号委員 老人クラブ連合会の役員
公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター	ヤマグチ ススム 山口 進		6号委員 シルバー人材センターの役員又は職員
ボランティア連絡協議会	スガワラ カツコ 菅原 勝子		7号委員 ボランティア連絡協議会の役員
食生活改善推進会	ハルタ カツエ 春田 佳都枝		8号委員 食生活改善推進会の役員
社団法人 直方鞍手医師会	フジイ ヒデハル 藤井 英晴		9号委員 医師
特別養護老人ホーム 照陽園	ナガタ オサコ 永田 長子		10号委員 学識経験を有する者
公募による市民	カゴ 加護 ひかり		11号委員 公募による市民

## 宮若市高齢者福祉計画策定の経過

### < 高齢者福祉推進協議会 >

年 月 日	会議名	議題
令和5年10月19日	第1回宮若市高齢者福祉推進協議会	・宮若市高齢者実態調査結果の報告について ・高齢者福祉計画(案)について
11月20日	第2回宮若市高齢者福祉推進協議会	・高齢者福祉計画(案)について

### < 高齢者福祉計画策定委員会（庁内組織 市長、課長級） >

年 月 日	会議名	議題
令和5年9月19日	第1回宮若市高齢者福祉計画策定委員会	・宮若市高齢者実態調査について ・高齢者福祉計画について ・年間スケジュールについて ・骨子案について ・総論案について
11月14日	第2回宮若市高齢者福祉計画策定委員会	・高齢者福祉計画(案)について

<高齢者福祉計画策定作業部会（庁内組織 係長級）>

年 月 日	会議名	議題
令和5年9月11日	第1回宮若市高齢者福祉計画策定作業部会	・年間スケジュール案について ・骨子案について ・総論案について
11月7日	第2回宮若市高齢者福祉計画策定作業部会	・高齢者福祉計画(案)について

<パブリックコメントの概要>

公表及び意見の募集期間	令和5年12月7日から令和6年1月5日まで
公表場所	市役所本庁(多目的ホール) 若宮コミュニティセンター「ハートフル」 生涯学習センター「宮若リコリス」 市公式ホームページ
意見数	0件





# 宮若市高齢者福祉計画

令和6年2月

---

発行 宮若市健康福祉課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1  
TEL 0949-32-0515  
FAX 0949-32-9430

---